

資料編

1. 宮古島市の概況

(1) 宮古島市の自然条件

① 宮古島市の位置

宮古島市は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ中間にあり、沖縄島（那覇）の南西約300km、石垣島の東北東約130kmの距離にある。

宮古島市を構成する島々は、大小6つの島（宮古島、池間島、伊良部島、下地島、来間島、大神島）からなり、そのうち宮古島が最も大きく地域の総面積の約80%を占め、宮古群島の中心をなしている。



図-1 宮古島市の位置図

表-1 島しょ別の面積及び海岸延長

島名	面積 (km ²)	海岸延長 (km)
宮古島	158.87	161.0
池間島	2.83	11.2
伊良部島	29.06	40.3
下地島	9.68	32.0
来間島	2.84	7.6
大神島	X	2.4
合計	204.20	—

※面積は2017（平成29）年10月1日現在、海岸延長は2010（平成22）年3月31日現在。

※岩礁等も市面積に含まれるため、各島しょの面積を合計しても市面積とは合致しない。

※大神島の面積は1km²以下のため、公表されない。

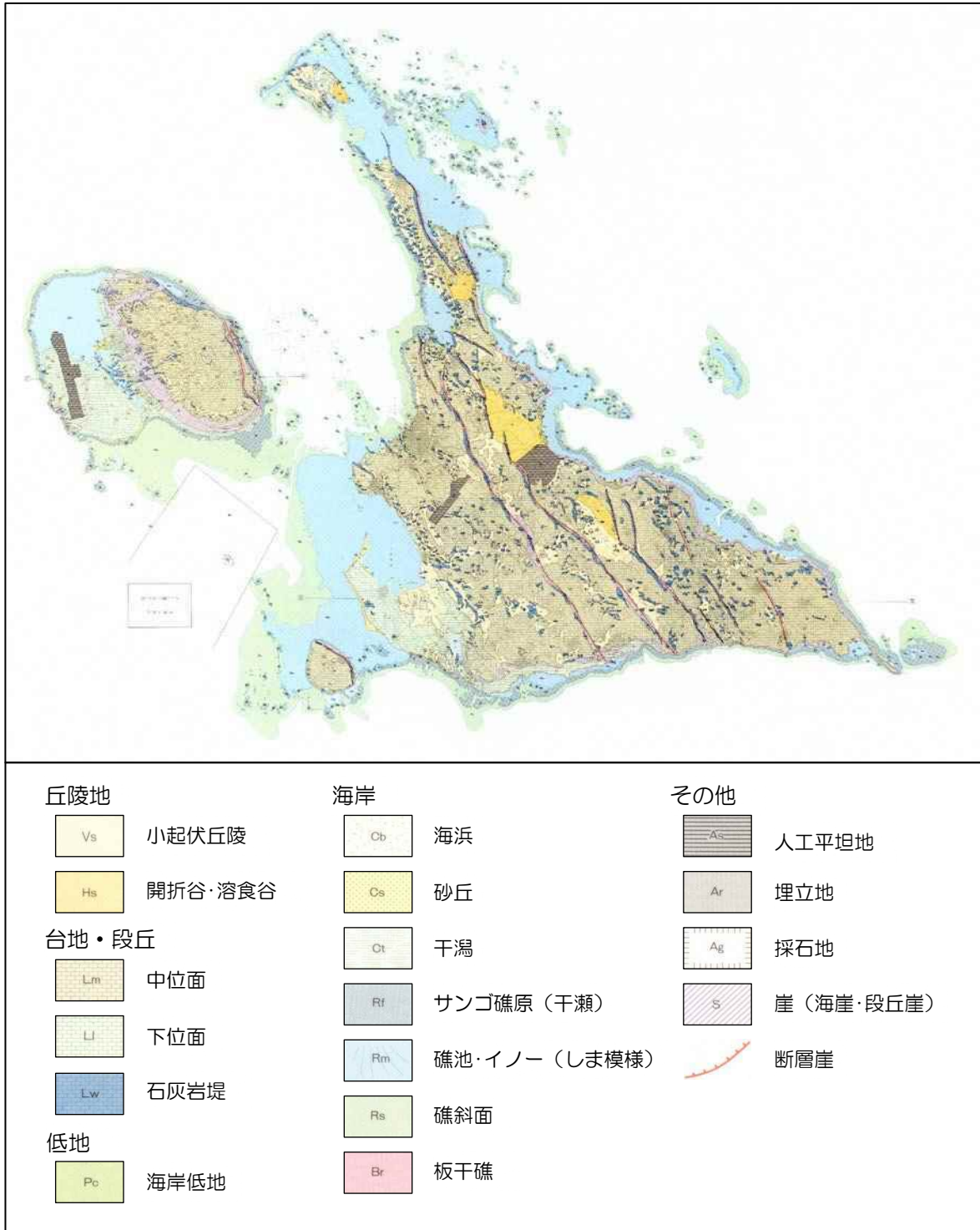
資料：（面積）「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）

（海岸延長）「平成22年度版海岸統計」（国土交通省）

②宮古島の地形

宮古島の地形は、各島ともに低平な台地状の低島となっており、地形面積の大部分を台地・段丘が占めている。宮古島は石灰岩台地からなり、北西～南東方向に走る石灰岩堤によって分断されている。

図-2 に宮古島の地形図を示す。



資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）地形分類図」（国土交通省）

図-2 宮古島の地形図

③宮古島の気象状況

宮古島の気象状況は、沖縄気象台（宮古島地域）の平年値に基づく平均気温はおよそ18℃から29℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言える。また、降水量は年間を通して各月ともに100mmを超えており、特に梅雨時期の5月と台風の接近が多くなる8～9月には降水量が200mmを超えている。

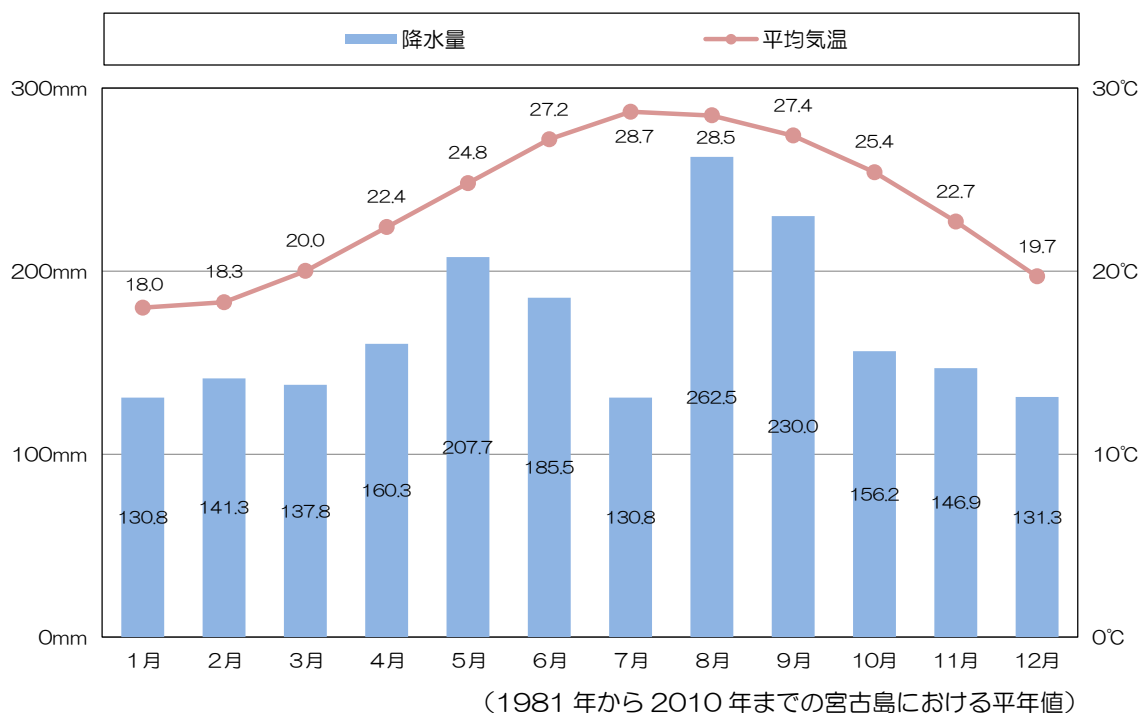


図-3 宮古島地域の気象状況

表-2 宮古島地域の気象状況（1981年から2010年までの宮古島における平年値）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気 温 (°C)	最高	20.4	20.9	22.7	25.1	27.5	29.9	31.6	31.2	30.0	27.8	25.0	22.0	26.2
	最低	16.0	16.2	17.7	20.2	22.7	25.2	26.6	26.3	25.3	23.6	20.8	17.8	21.6
	平均	18.0	18.3	20.0	22.4	24.8	27.2	28.7	28.5	27.4	25.4	22.7	19.7	23.6
降水量 (mm)		130.8	141.3	137.8	160.3	207.7	185.5	130.8	262.5	230.0	156.2	146.9	131.3	2,021.0
風速 (m/s)		4.9	4.9	4.6	4.4	4.1	4.5	4.4	4.3	4.6	5.2	5.4	5.2	4.7
日照時間 (h)		86.4	82.6	112.0	123.2	151.1	191.9	246.7	220.5	184.6	153.8	112.0	101.3	1,766.2

資料：気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/>)

(2) 宮古島の社会条件

① 宮古島の人口及び世帯数

宮古島の 2007（平成 19）年度から 2016（平成 28）年度の人口及び世帯数の推移を以下に示す。

宮古島の人口は減少傾向にあり、2016（平成 28）年度には 54,340 人となっている。

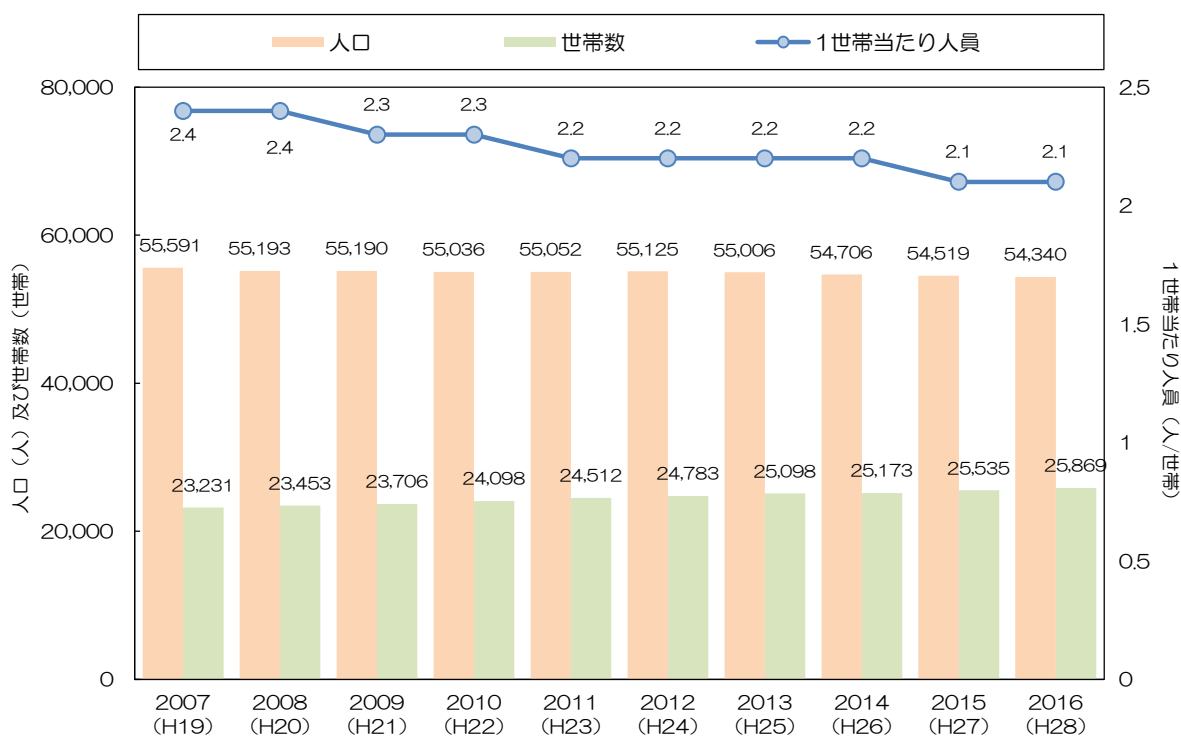


図-4 宮古島の人口及び世帯数の推移

表-3 宮古島の人口及び世帯数の推移

(各年 12 月末現在)

年度	人口			世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
	総人口 (人)	男子 (人)	女子 (人)		
2007 (H19) 年度	55,591	27,681	27,910	23,231	2.4
2008 (H20) 年度	55,193	27,438	27,755	23,453	2.4
2009 (H21) 年度	55,190	27,464	27,726	23,706	2.3
2010 (H22) 年度	55,036	27,415	27,621	24,098	2.3
2011 (H23) 年度	55,052	27,434	27,618	24,512	2.2
2012 (H24) 年度	55,125	27,376	27,749	24,783	2.2
2013 (H25) 年度	55,006	27,388	27,618	25,098	2.2
2014 (H26) 年度	54,706	27,234	27,472	25,173	2.2
2015 (H27) 年度	54,519	27,147	27,372	25,535	2.1
2016 (H28) 年度	54,340	27,065	27,275	25,869	2.1

資料：「統計みやこじま（平成 28 年度版）」宮古島市

②宮古島市の産業別就業者数

宮古島市の1995（平成7）年から2015（平成27）年の産業別就業者数の推移を以下に示す。

産業別就業者数の構成比は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にあり、2015（平成27）年の構成比は第1次産業が18.2%、第2次産業が13.3%となっている。一方、第3次産業は増加傾向にあり、同年の構成比は62.9%となっている。

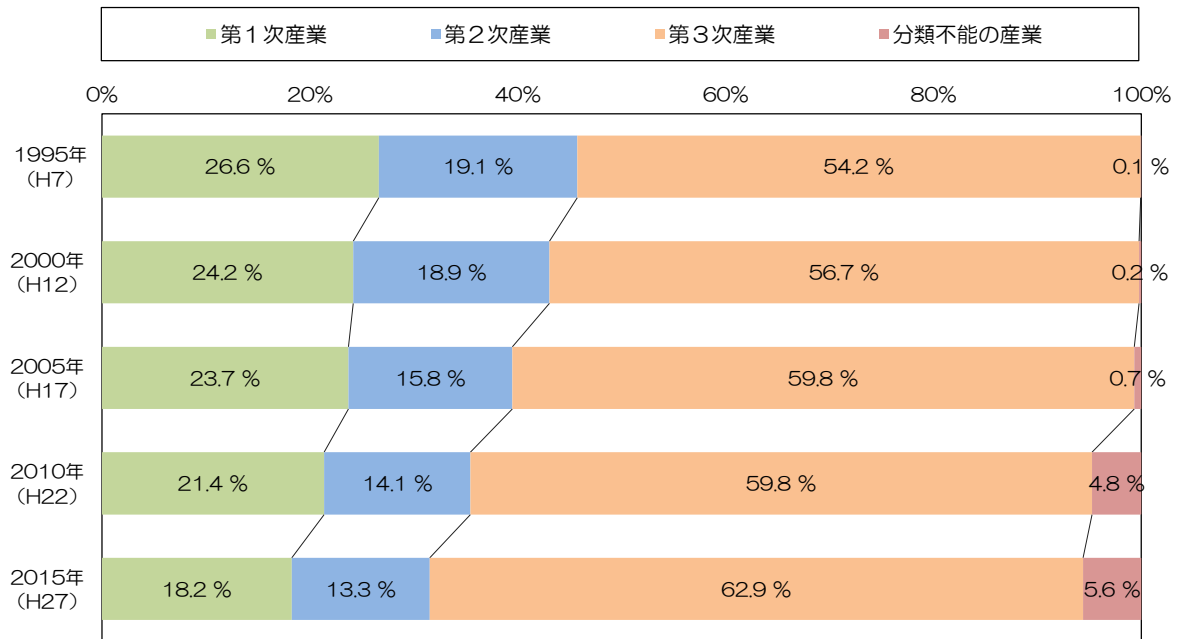


図-5 宮古島市の産業別就業者数の推移

表-4 宮古島市の産業別就業者数の推移

年別		区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	総数
1995年 (H7)	就業者数 (人)		6,610	4,745	13,466	18	24,839
	構成比 (%)		26.6%	19.1%	54.2%	0.1%	100.0%
2000年 (H12)	就業者数 (人)		6,191	4,833	14,534	62	25,620
	構成比 (%)		24.2%	18.9%	56.7%	0.2%	100.0%
2005年 (H17)	就業者数 (人)		5,848	3,891	14,764	170	24,673
	構成比 (%)		23.7%	15.8%	59.8%	0.7%	100.0%
2010年 (H22)	就業者数 (人)		5,133	3,382	14,369	1,145	24,029
	構成比 (%)		21.4%	14.1%	59.8%	4.8%	100.0%
2015年 (H27)	就業者数 (人)		4,249	3,097	14,644	1,307	23,297
	構成比 (%)		18.2%	13.3%	62.9%	5.6%	100.0%

※単位未満については四捨五入しているため合計が合わないことがある。

資料：「統計みやこじま（平成28年度版）」宮古島市

：「平成27年国勢調査」総務省

③宮古島市の産業別事業所数

宮古島市の産業別事業所数の推移を以下に示す。

事業所数は、2012（平成 24）年から 2014（平成 26）年にかけて増加し、2016（平成 28）年にはわずかに減少している。

2016（平成 28）年における事業所数は 2,920 事業所で、最も多い産業は「卸売業、小売業」となっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」となっている。

表-5 宮古島市の産業別事業所数の推移

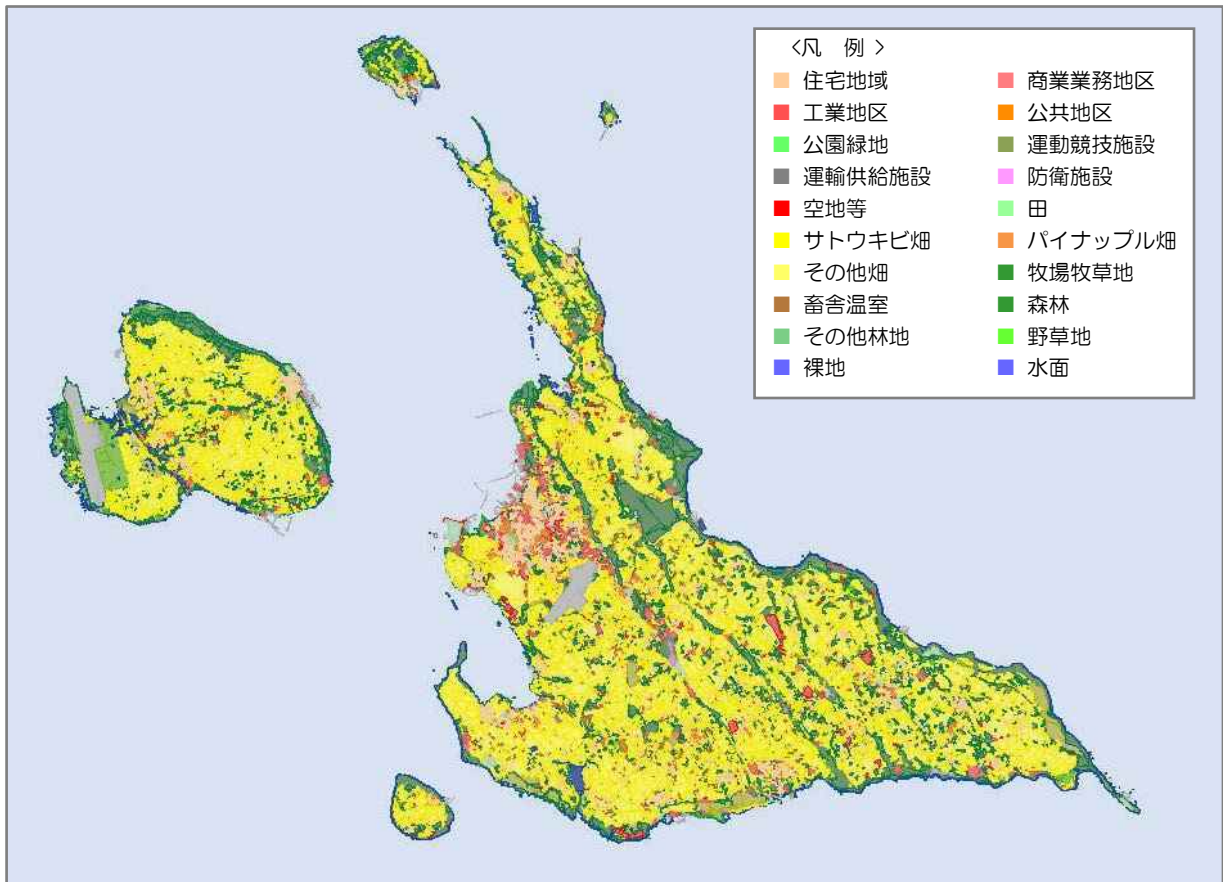
（単位：事業所）

産業分類	2012年 (H24)	2014年 (H26)	2016年 (H28)
全産業	2,784	3,001	2,920
A 農業、林業	84	102	99
B 漁業		2	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1
D 建設業	253	248	247
E 製造業	163	181	169
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	6	3
G 情報通信業	13	14	19
H 運輸業、郵便業	89	88	87
I 卸売業、小売業	706	699	683
J 金融業、保険業	24	25	23
K 不動産業、物品賃貸業	144	136	125
L 学術研究、専門・技術サービス業	91	103	99
M 宿泊業、飲食サービス業	505	547	575
N 生活関連サービス業、娯楽業	295	293	297
O 教育、学習支援業	91	167	95
P 医療、福祉	162	217	220
Q 複合サービス事業	19	19	19
R サービス業 (他に分類されないもの)	142	153	159

資料：「経済センサス（活動調査、基礎調査）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）

④宮古島の土地利用現況

宮古島の土地利用現況は、図-6及び表-6に示すとおりとなっている。地目別土地利用面積では畑地が最も多くの割合を占め、地目別面積全体の約6割となっている。



資料：「沖縄県地図情報システム」沖縄県 (<http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/top/>)

図-6 宮古島の土地利用現況図

表-6 宮古島の地目別面積 (単位：m²)

地目	面積	地目	面積
畑地	113,455,534	水道用地	40,195
宅地	10,531,098	溜池・井溝	204,625
池沼	29,515	保安林	8,488,622
原野	34,067,055	用悪水路	1,084,372
雑種地	11,982,512	牧場	—
公衆用道路	9,312,977	堤	7,790
境内地	71,302	ゴルフ場	2,463,854
墓地	347,639	その他	2,296,385
公園	896,473	合計	195,997,987
学校用地	718,039		

資料：「統計みやこじま（平成28年度版）」宮古島市

2. 宮古島市の将来計画

(1) 宮古島市の施策体系

宮古島市の2017（平成29）年度から10年間のまちづくりの指針として「第2次宮古島市総合計画」を策定している。当該計画における島づくりの基本理念と基本目標、施策の大綱は以下のとおりとなっている。

【基本理念】	【基本目標】	【施策の大綱】
心かよう夢と希望に満ちた島 〽 みんなで創る 結いの島 〽 宮古 <small>みやぐ</small>	地下水や豊かな自然環境と 共生したエコアイランド <small>みやぐ</small>	環境共生 ①かけがえのない地下水の保全 ②美しい島づくりの推進と美しい海の保全 ③森林の保全と花と緑の島づくりの推進 ④循環型社会の構築
	子どもたちが笑顔にあふれ 活力と郷土愛に満ちた宮古 <small>みやぐ</small>	教育文化 ①子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進 ②みんなで学ぶ生涯学習・生涯スポーツの充実 ③郷土の歴史・民俗の伝承、文化・芸術活動の推進 ④家庭・学校・地域社会の連携で進める青少年健全育成の推進 ⑤多都市間交流の推進
	一人ひとりが支え合い幸せ と潤いのある健康福祉の <small>みやぐ</small>	健康福祉 ①安心して子育てができる環境づくり ②人と人のつながりで支える地域福祉の推進 ③健やかな生活を支える健康づくりの推進 ④将来を担う子どもの貧困解消へ向けた環境づくり ⑤高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくり ⑥障がい者が自立して暮らせる環境づくり ⑦安心して暮らせる医療・救急体制の充実
	島の特色を活かした産業の 振興、多彩な交流・活力に あふれる宮古 <small>みやぐ</small>	産業振興 ①雇用を創出する産業振興 ②島の発展を支える農林水産業の振興 ③魅力ある商工業の振興 ④地域の特性を活かした観光産業の振興 ⑤スポーツアイランドの推進 ⑥多彩な交流を促進する港と空港の機能強化
	安全・安心で快適な暮らし が持続する宮古 <small>みやぐ</small>	生活環境 ①安全で安心な島づくりの推進 ②災害に強い島づくりの推進 ③交通ネットワークの機能向上 ④魅力を感じることができるまちづくりの推進 ⑤快適な居住環境の形成 ⑥利便性の高い情報通信技術の活用
	市民との協働により夢と希 望に満ちた島、宮古 <small>みやぐ</small>	住民自治・行財政改革 ①地域の自治組織の活動強化と市民参加のまちづくりの推進 ②男女共同参画社会の形成 ③平和への取り組み ④市民に寄り添う行政運営の推進 ⑤効率的・効果的な行財政運営の推進

※第2次宮古島市総合計画 30～31 ページより抜粋

(2) ごみ処理に係る施策

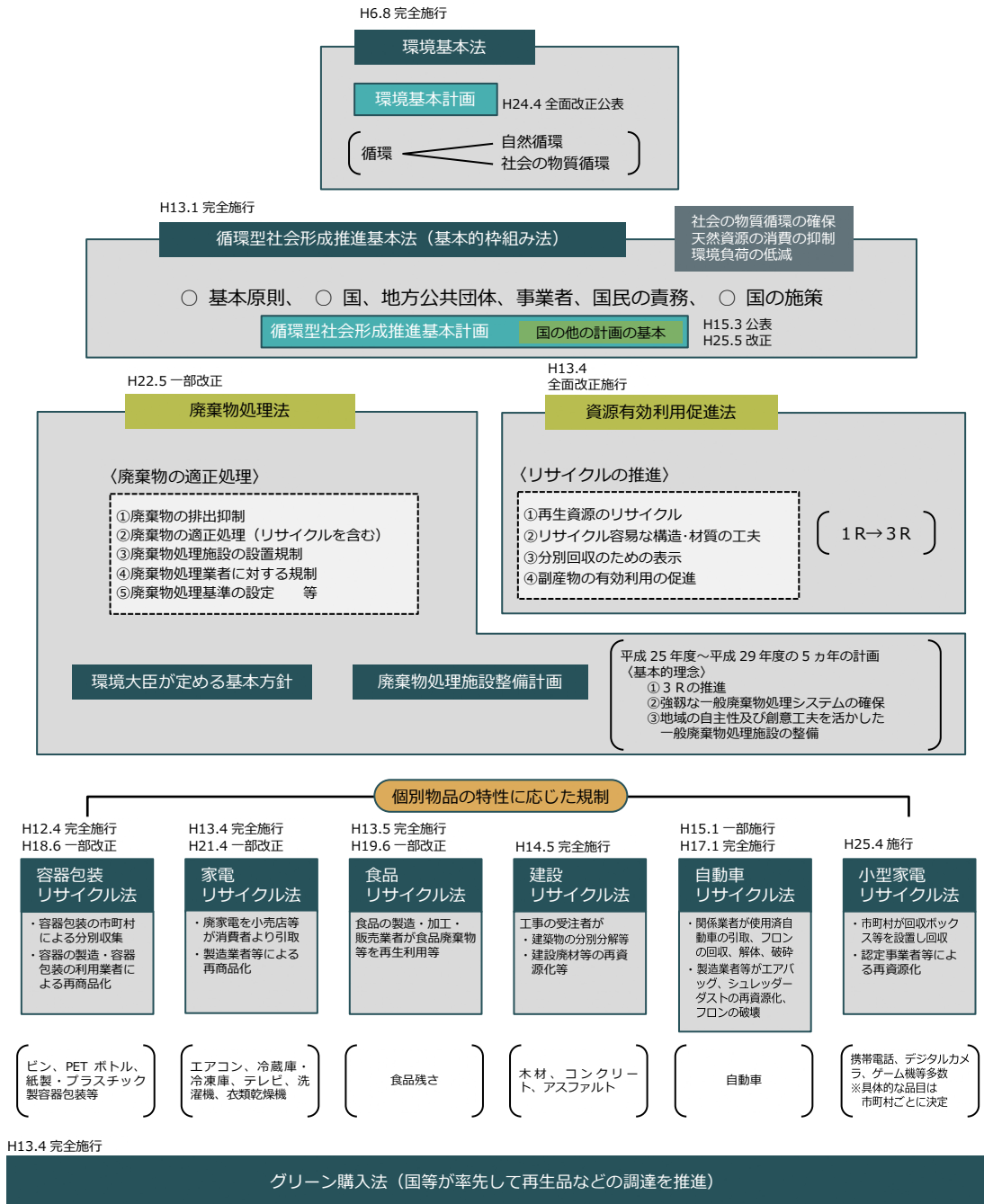
「第2次宮古島市総合計画」に示されているごみ処理に関する施策は、以下のとおりとなっている。

施策の基本方針	●ごみの再資源化や減量化に対する市民の意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した適正なごみ処理体制を構築するため、宮古島市リサイクルセンターの整備を促進します。
施策目標とする項目	宮古島市リサイクルセンター（リサイクルプラザ）の建設
基準 （平成27年度）	未整備
目標 （平成33年度）	整備済
施策	①ごみの個別収集を推進し、収集方法の効率化・統合を図ります。 ②ごみの再資源化と減量化及びリサイクル啓発の拠点となる「宮古島市リサイクルセンター」の整備を促進します。 ③ごみの分別徹底やごみの再資源化、減量に向け、市民の意識の高揚を図ります。

※第2次宮古島市総合計画 137ページより抜粋

3. 循環型社会の形成の推進に係る法令

循環型社会の形成を推進するため、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の法令が制定されており、それぞれの法令に基づき各種施策が実施されている。次ページ以降に各法令の概要を示す。



※資料を基に一部変更を行っている。

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年版）」環境省

図-7 循環型社会の形成の推進に係る法令

(1) 環境基本法

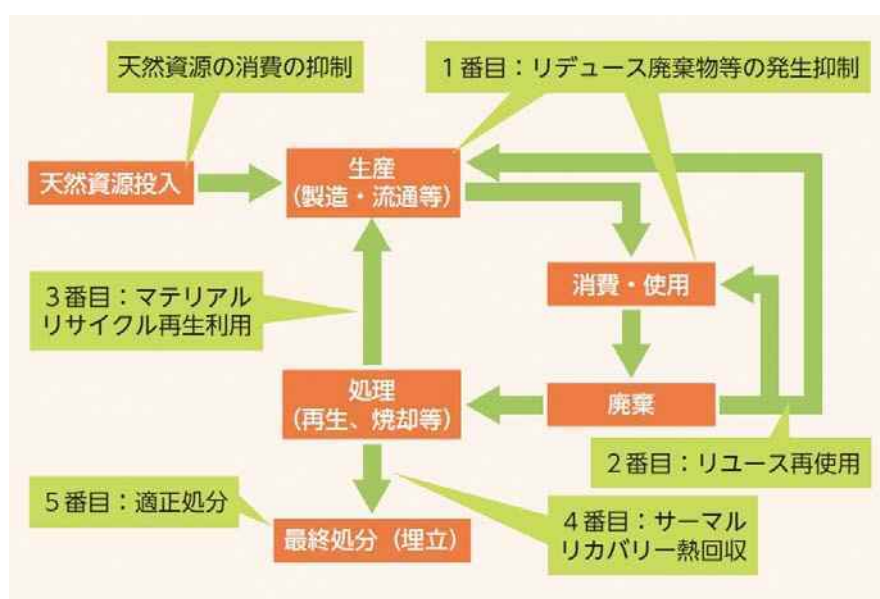
環境基本法は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして 1993（平成5）年に成立しており、従来の公害対策基本法に自然環境保全法の理念部分等を加えたものとなっている。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしている。また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は 2012（平成 24）年 4 月に閣議決定した「第四次環境基本計画」に基づき、持続可能な社会として低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会を環境行政の究極目標として位置づけている。

(2) 循環型社会形成推進基本法

循環型社会形成推進基本法は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するため、2000（平成 12）年 6 月に公布され、2001（平成 13）年 1 月に施行されている。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず廃棄物等として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して循環資源としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である循環型社会を実現することとしている。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図-8 循環型社会の姿

表-7 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要	
1.	形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2.	法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3.	処理の「優先順位」を初めて法定化 ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4.	国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化 循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。 (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。 (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。
5.	政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定 循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。 (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。 (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。 (3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。 (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。 (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。 (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。
6.	循環型社会の形成のための国の施策を明示 ○ 廃棄物等の発生抑制のための措置 ○ 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置 ○ 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価） ○ 再生品の使用の促進 ○ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

(3) 廃棄物処理法

① 廃棄物処理法の概要

正式な名称は廃棄物の処理及び清掃に関する法律といい、1970（昭和 45）年の第 64 回臨時国会（いわゆる公害国会）において、他の公害関係立法とともに成立している。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものであったが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されている。

表-8 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業 （収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書（平成 18 年版）」環境省

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る					
廃棄物の分類	<p style="text-align: center;">廃棄物 汚物または不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">一般廃棄物</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</td> <td style="text-align: center;">事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</td> </tr> </table>		一般廃棄物	産業廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等
一般廃棄物	産業廃棄物					
産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等					
国の役割	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設基準の設定 ・委託基準の設定 ・技術開発・情報収集 等 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設基準の設定 ・委託基準の設定 ・技術開発・情報収集 等 		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設基準の設定 ・委託基準の設定 ・技術開発・情報収集 等 					
廃棄物処理に係る主な規制	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の原則禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> </td> </tr> </table>		<p style="text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>	<p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の原則禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>		
<p style="text-align: center;">市町村長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>	<p style="text-align: center;">都道府県知事</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・再委託の原則禁止 ・名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div>					

資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図-9 廃棄物処理法のしくみ

②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めている。

以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示す。

表-9 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項がある。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

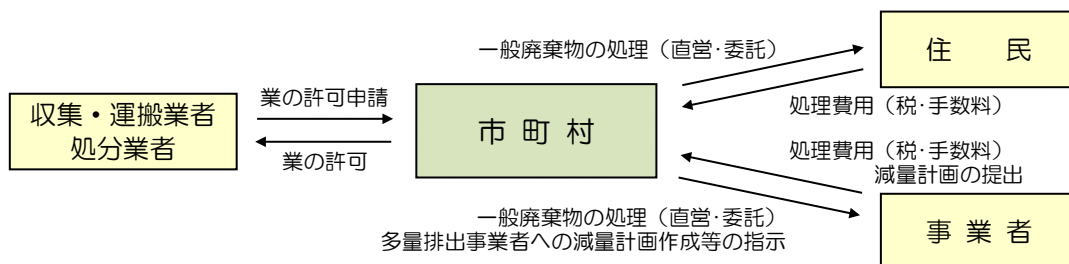
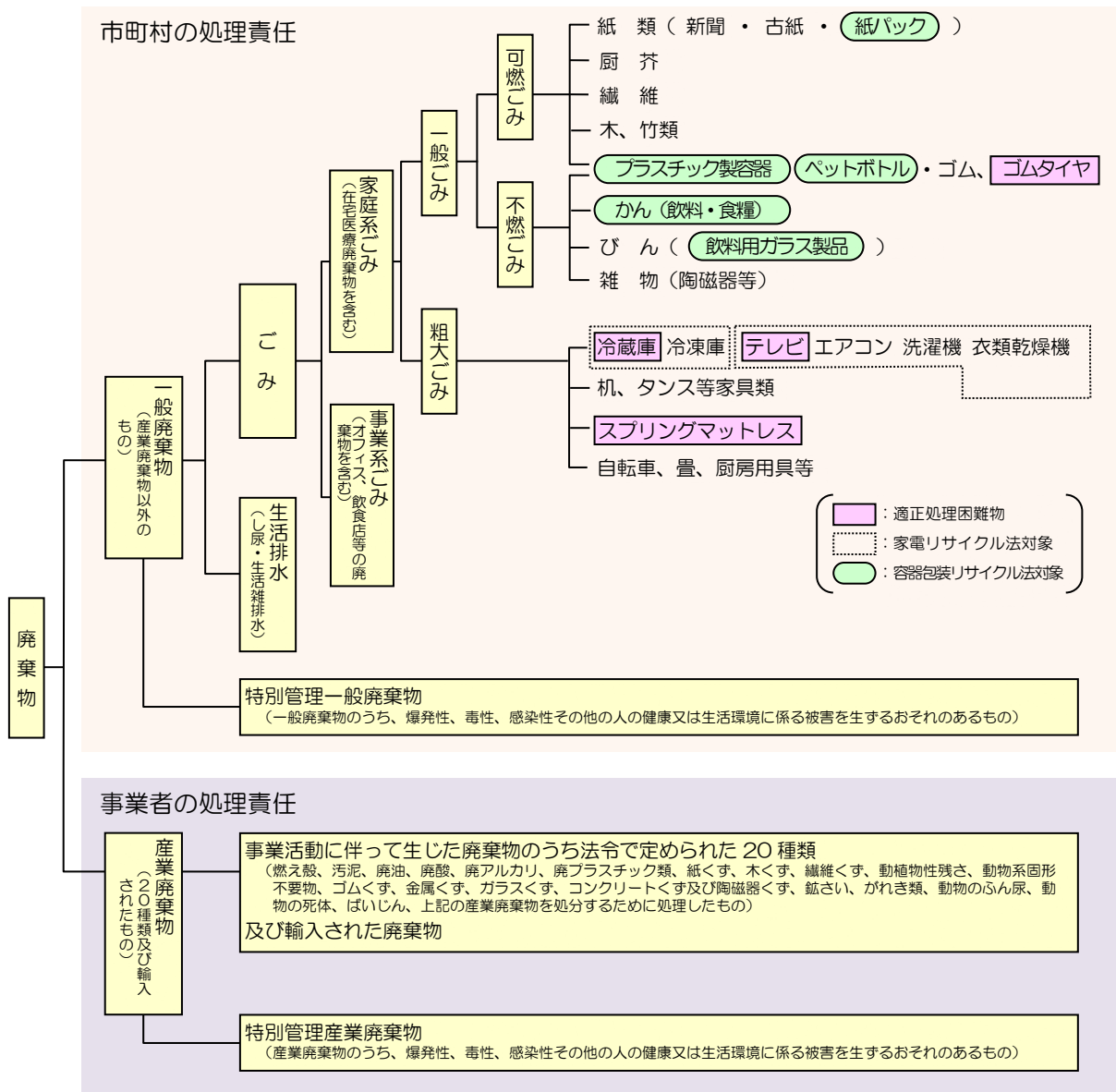


図-10 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

③ 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいう。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっている。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されている。



※一般廃棄物の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

図-11 廃棄物の区分

④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことである。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含む。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受ける。また、この他、し尿（生活排水）も一般廃棄物である。

⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことである。

表-10 産業廃棄物の種類

	種類	内容	業種指定
法律	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12. ゴムくず	天然ゴムくず	
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、1991（平成3）年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされている。それぞれ特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分されている。

表-11 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵（じん）発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成29年版）」環境省

ア. PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきたが、毒性がある物質であることが明らかになり、1974（昭和49）年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、2001（平成13）年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の2016（平成28）年までに処理を終えることとされていたが、2012（平成24）年の法改正により2027年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、2014（平成26）年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

表-12 PCB廃棄物の保管状況（2016（平成28）年3月31日現在）

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	5,917	19,859 台
高圧コンデンサ	17,568	111,039 台
低圧トランス	950	29,606 台
低圧コンデンサ	3,123	1,544,306 台
柱上トランス	303	599,152 台
安定器	12,843	4,484,527 個
PCB	294	30 トン
PCBを含む油	3,648	34,560 トン
感圧複写紙	285	545 トン
ウエス	3,154	1,025 トン
汚泥	477	8,293 トン
その他の機器等	20,477	608,719 台

備考：ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等）が台数又は個数で計上できないもの、PCB等（PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥）が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB等のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（平成27年度）について」（報道発表資料）環境省

表-13 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況（2016（平成28）年3月31日現在）

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	2,315	8,949 台
高圧コンデンサ	2,607	5,984 台
低圧トランス	269	1,104 台
低圧コンデンサ	165	19,727 台
柱上トランス	59	151,381 台
安定器	882	106,349 個
PCB	23	39 kg
PCBを含む油	33	55,599 kg
感圧複写紙	0	0 kg
ウエス	0	0 kg
汚泥	1	41 kg
その他の機器等	8,050	46,027 台

備考：PCB等（PCB、PCBを含む油）のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（平成27年度）について」（報道発表資料）環境省

イ. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされている。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源があるが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれている。

1983（昭和 58）年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となり、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになった。

ダイオキシン類対策は、1999（平成 11）年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、1999（平成 11）年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の 2 つを基に進められている。

表-14 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		1997 (平成9) 年における量	2003 (平成 15) 年における量	2015 (平成 27) 年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	218~243	65
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	24
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	19
(3) 小型廃棄物焼却炉等 (法規制対象)	22	—	37	12
(4) 小型廃棄物焼却炉 (法規制対象外)	16	700~1,153	35~60	9.5
2 産業分野	70	470	149	50
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	80.3	25.2
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	7.1
(3) 亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉)	3.2	47.4	5.5	3.2
(4) アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉)	10.9	31.0	17.4	8.1
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.4
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.2
合計	176	7,676~8,129	368~393	118~120

注 1：1997（平成 9）年及び 2003（平成 15）年の排出量は毒性等価係数として WHO-TEF（1998）を、2015（平成 27）年の排出量及び削減目標量は可能な範囲で WHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、2014（平成 26）年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（2000 年 9 月制定、2012 年 8 月変更）、「ダイオキシン類の排出量の目録」（2017 年 3 月）より環境省作成「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成 29 年版）」環境省

ウ. 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とされている。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示す。

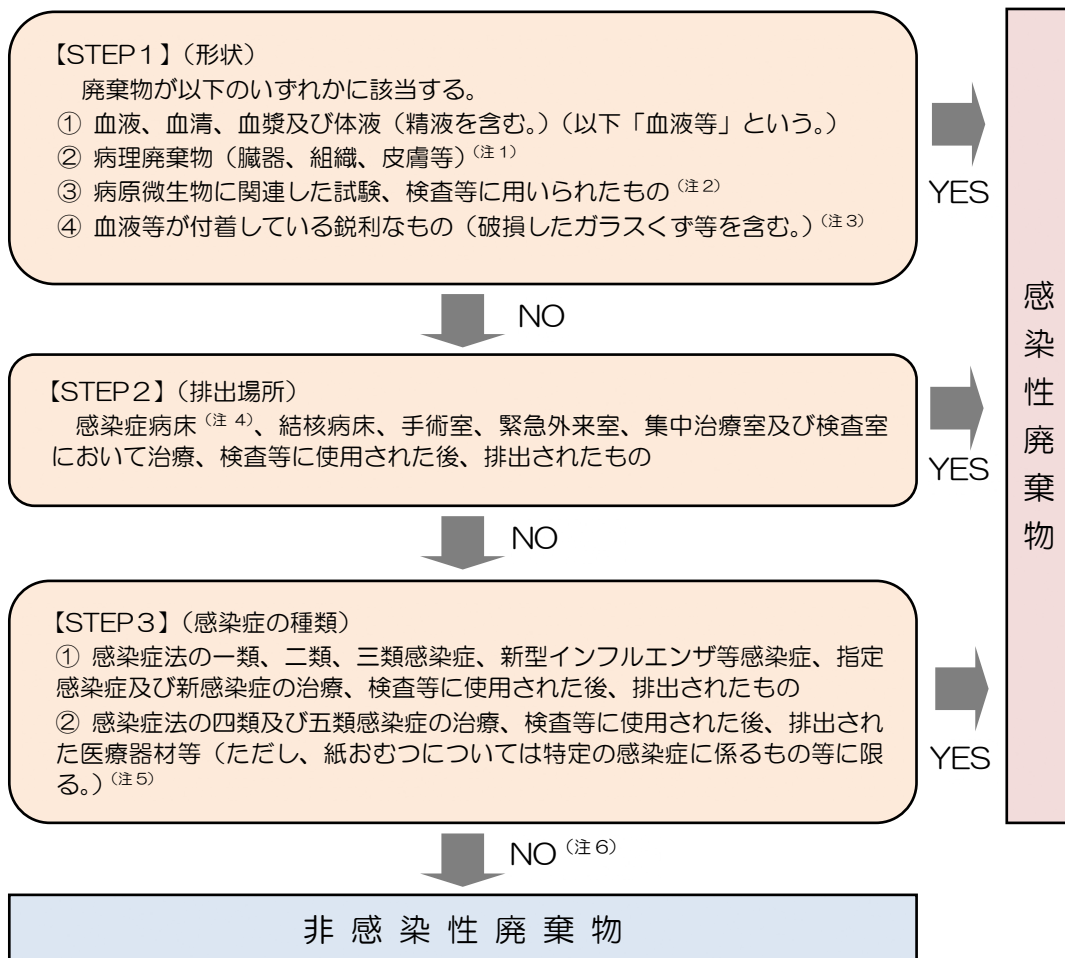
表-15 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種類	例
産業廃棄物	
燃え殻	焼却灰
汚泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ティスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず	アンブル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

表-16 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ティスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>
--

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、 Disposable の医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省

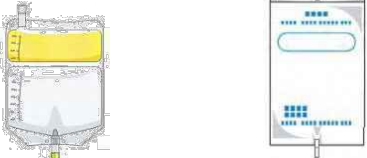
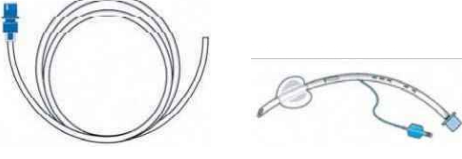



図-12 感染性廃棄物の判断フロー

⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされている。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしている。

表-17 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意※1
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPDバッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 （針ケース装着時）	○※2
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年3月）」在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

⑧適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けている。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがあるが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっている。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、1991（平成3）年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものである。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものである。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされている。

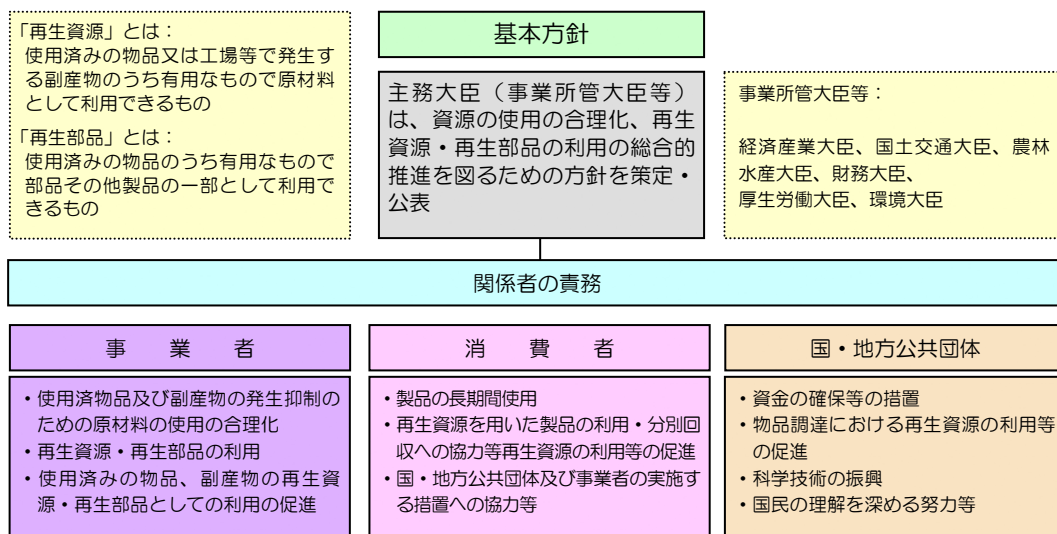
指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

- ①廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ②廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④廃スプリングマットレス

(4) 資源有効利用促進法

正式な名称は資源の有効な利用の促進に関する法律といい、1991（平成3）年に成立した再生資源の利用の促進に関する法律の抜本改正により、2000（平成12）年に成立、2001（平成13）年4月に施行された法律である。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者 に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っている。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図-13 資源有効利用促進法の概要



資料：一般社団法人パソコン3R協会ホームページ
(http://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html)

図-14 パソコンリサイクルの流れ

(5) 容器包装リサイクル法

正式な名称は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律といい、1995（平成7）年に成立した法律である。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めている。

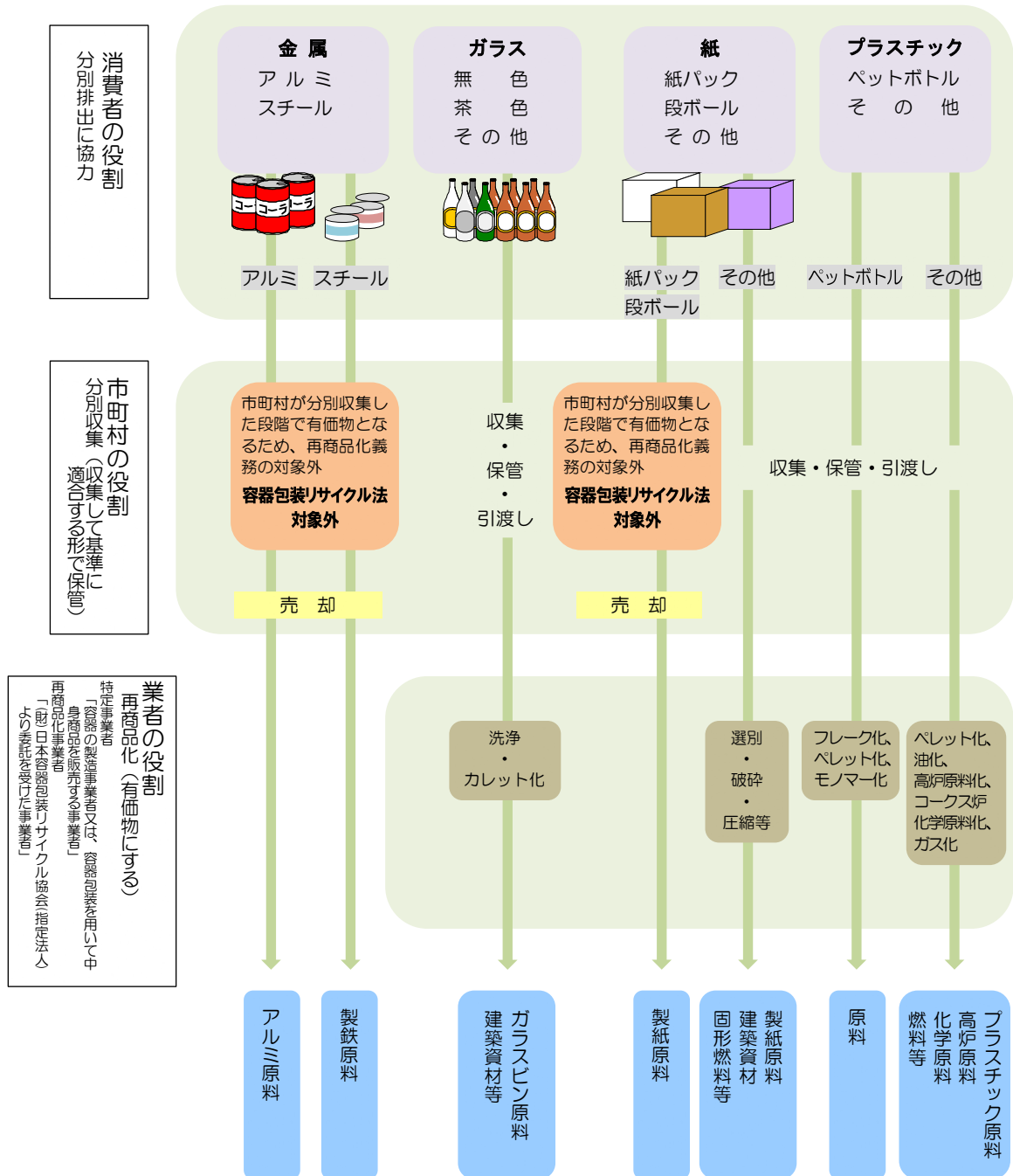


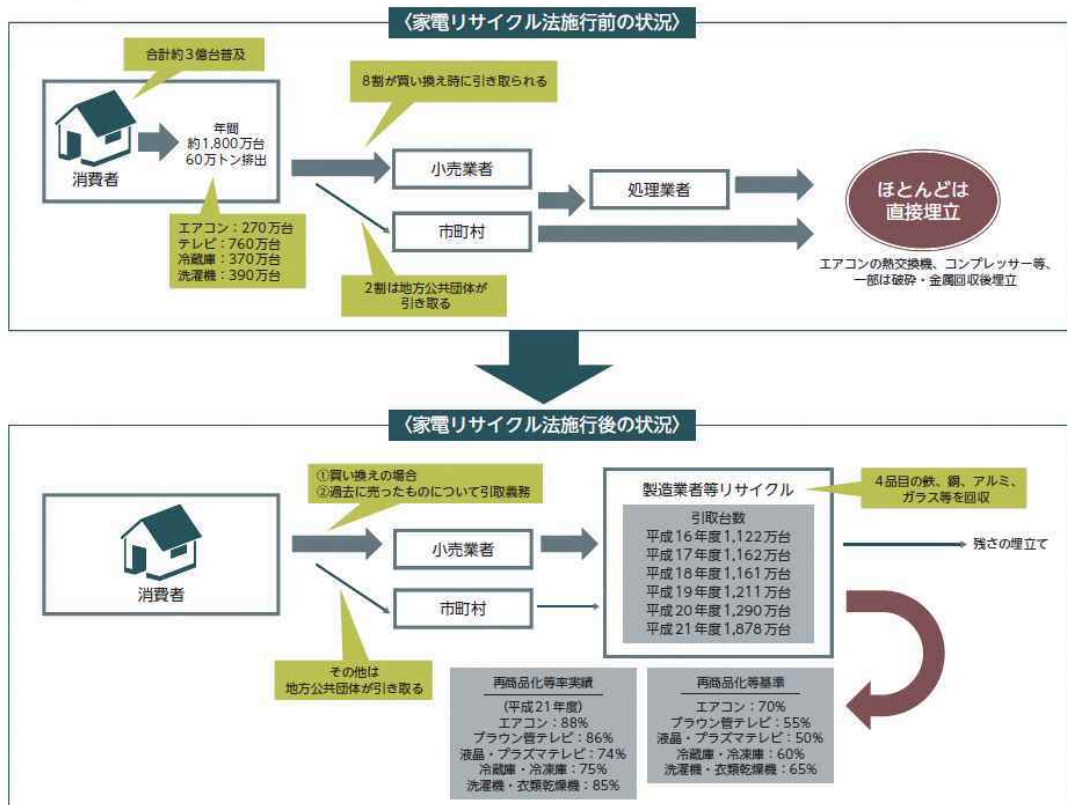
図-15 容器包装リサイクル法の流れ

(6) 家電リサイクル法

正式な名称は特定家庭用機器再商品化法といい、1998（平成 10）年に成立した法律である。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行っていたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難であった。そのため、これらの 4 品目について特定家庭用機器廃棄物と定め、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられている。

なお、2009（平成 21）年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されている。



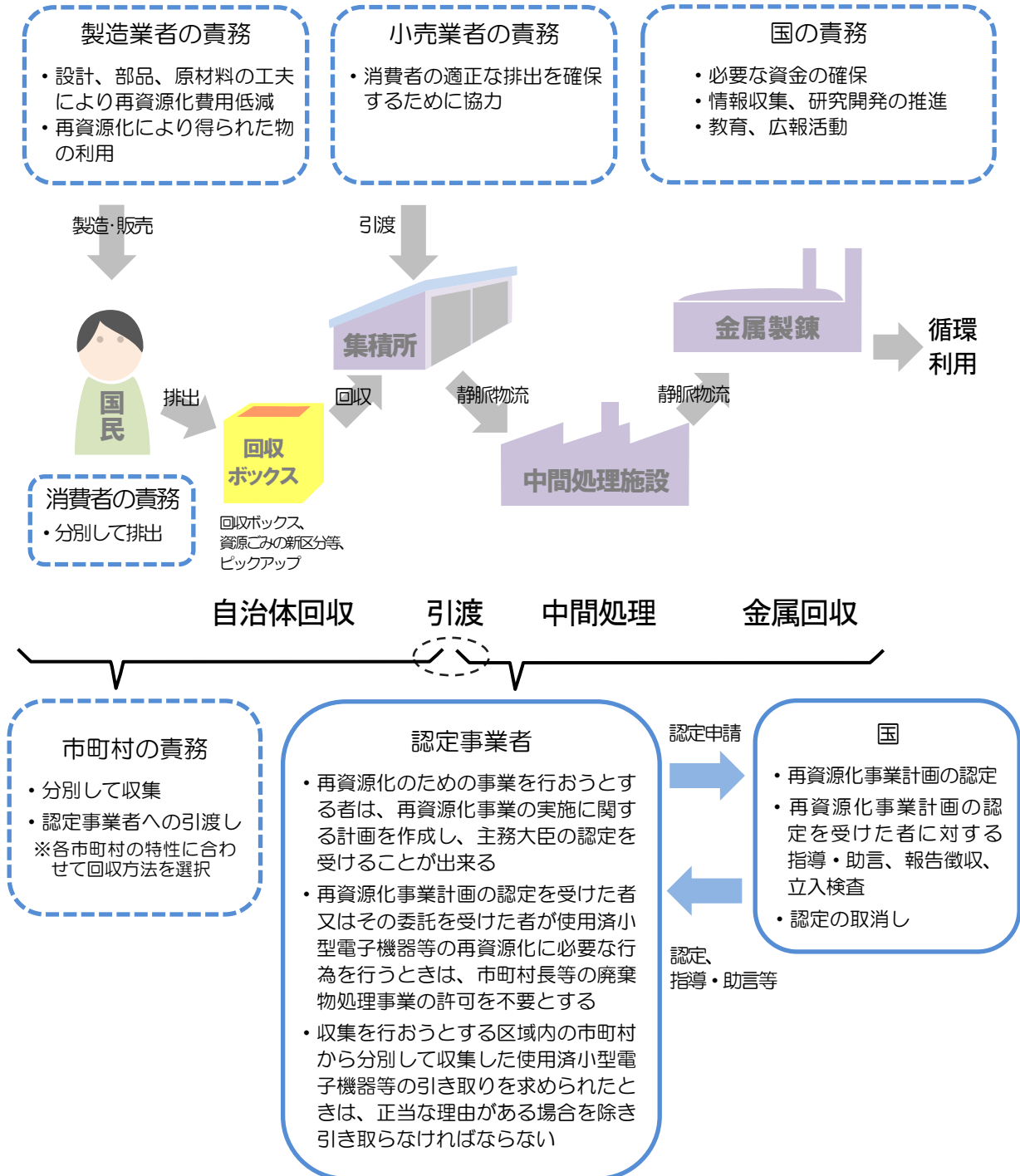
資料：環境省、経済産業省

図-16 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

(7) 小型家電リサイクル法

正式な名称は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律といい、2012（平成24）年に成立した法律である。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしている。



資料：経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp/>）
環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/>）

図-17 小型家電リサイクル法の概要

(8) 食品リサイクル法

正式な名称は食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律といい、2000（平成 12）年に成立した法律である。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしている。

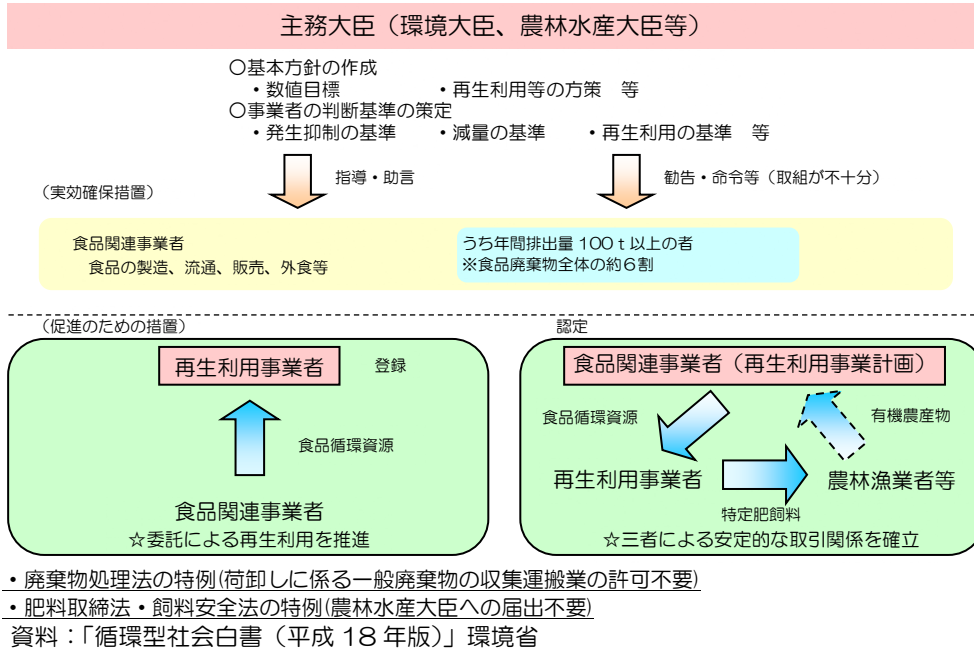
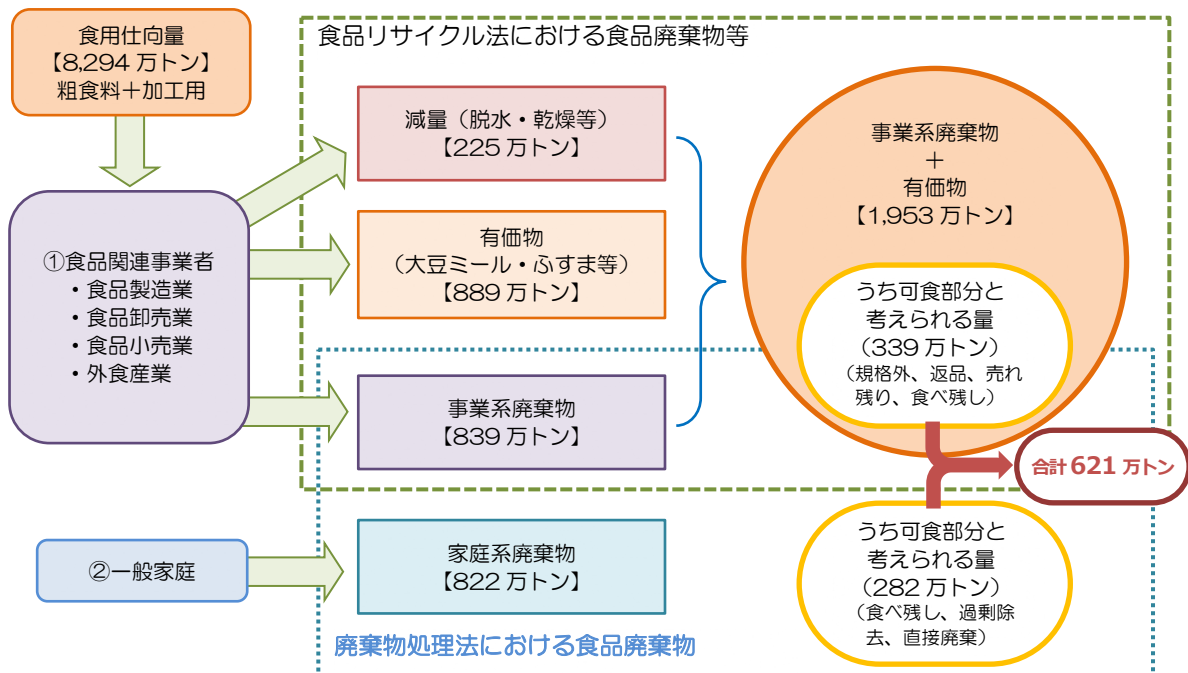


図-18 食品リサイクル法の仕組み



資料：「食品ロスの削減に向けて」平成 28 年 6 月、農林水産省

図-19 食品廃棄物等の発生量（2014（平成 26）年度推計）

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査（平成 26 年度）」における主な食品別の「世帯食 1 人 1 日当たり食品使用量」及び「世帯食 1 人 1 日当たり食品ロス量」を以下に示す。

世帯食 ※ 1 人 1 日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっている。世帯食 1 人 1 日当たりの食品ロスは全体で 40.9g であり、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっている。なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は 3.7% となっている。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。

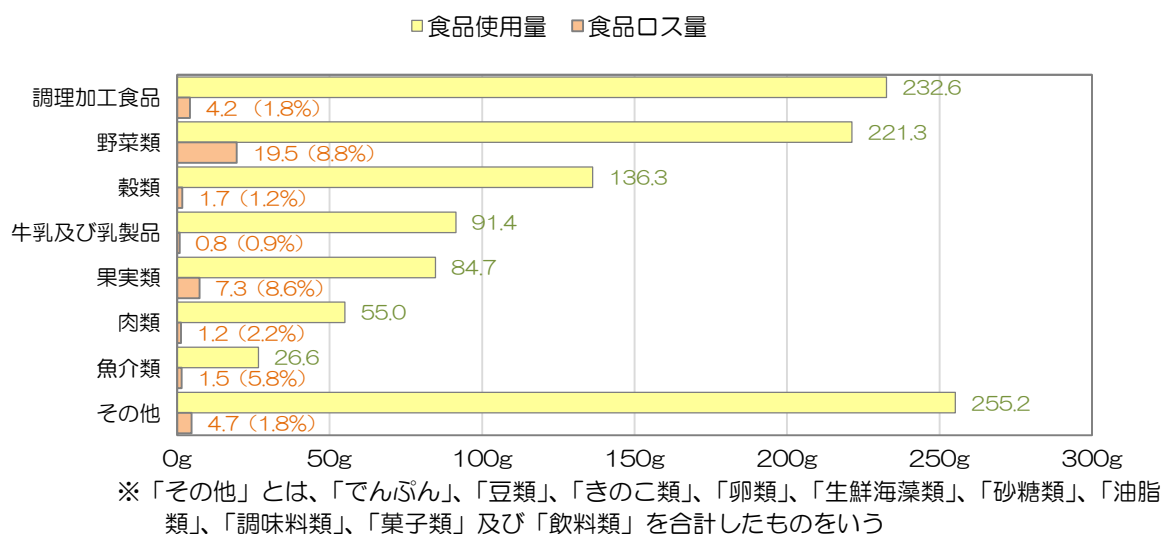


図-20 主な食品別の食品使用量及び食品ロス量（世帯食 1 人 1 日当たり）

「食品ロス統計調査・外食調査（平成 27 年度）」の「食堂・レストラン」における「1 食当たり食品使用量及び食べ残し量」並びに「食べ残し量の割合」を以下に示す。

1 食当たり食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっている。

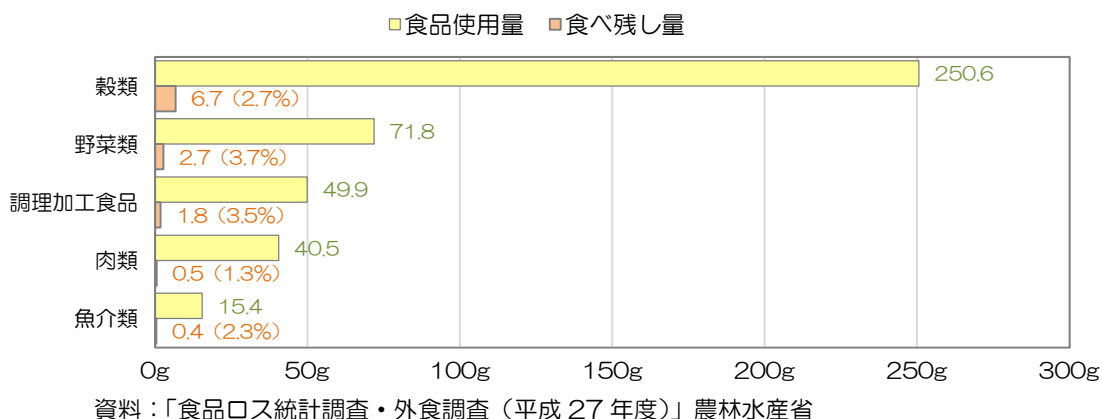
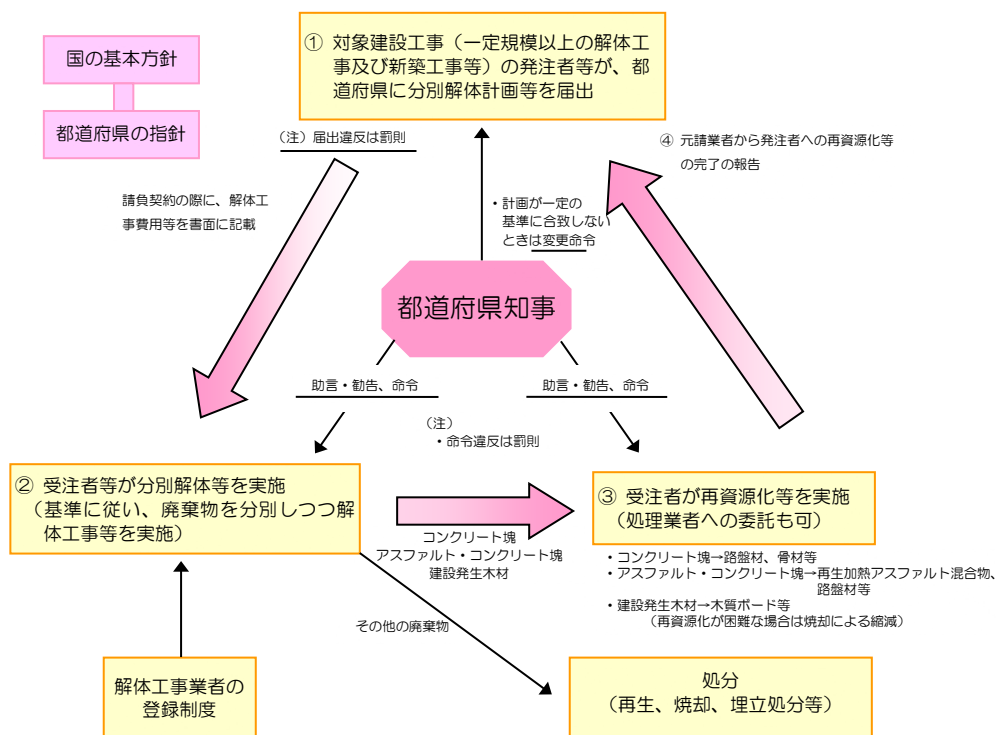


図-21 主な食品別の 1 食当たりの食べ残し状況（食堂・レストラン）（2015（平成27）年度）

(9) 建設リサイクル法

正式な名称は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律といい、2000（平成 12）年に成立した法律である。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけている。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。



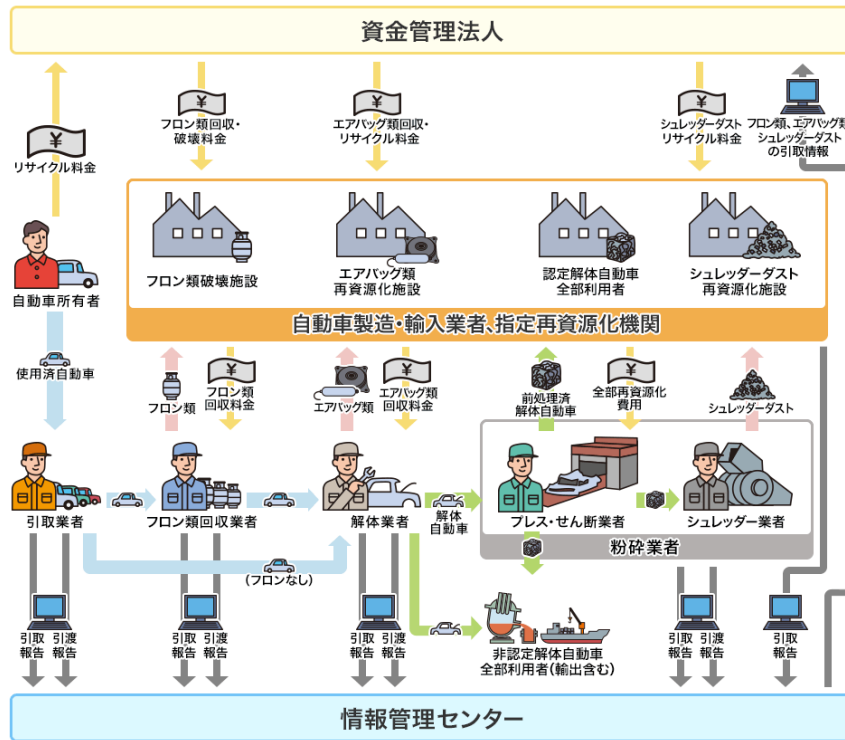
資料：環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/>）

図-22 建設リサイクル法の概要

(10) 自動車リサイクル法

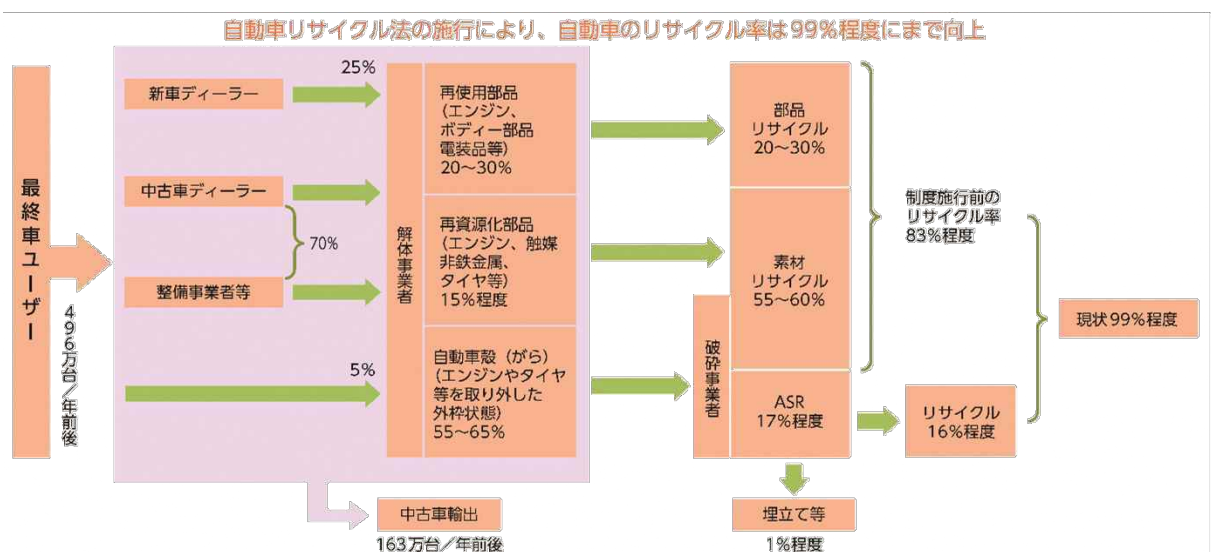
正式な名称は使用済自動車の再資源化に関する法律といい、2002（平成 14）年に成立した法律である。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

図-23 自動車リサイクル法の仕組み



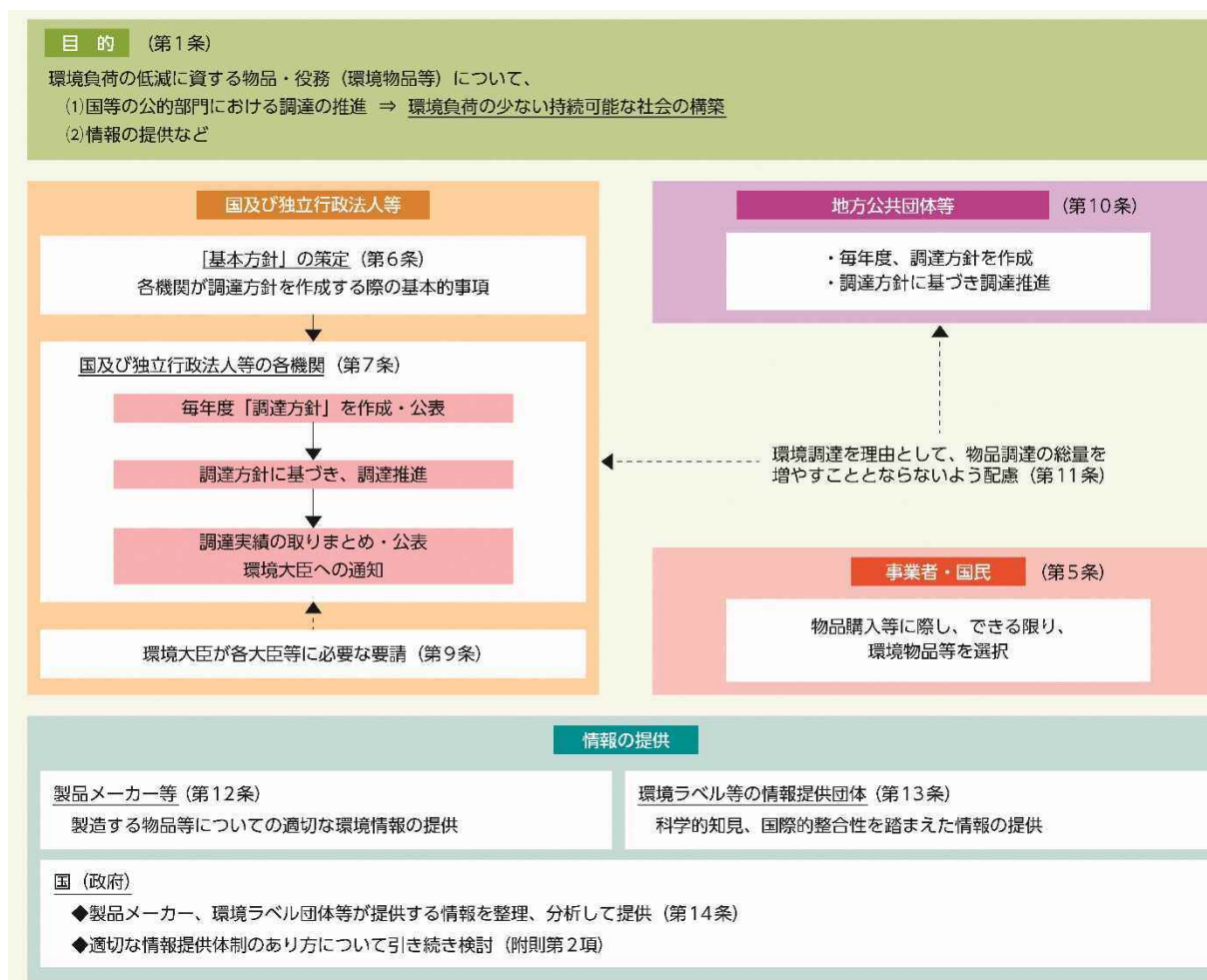
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成 28 年版）」環境省

図-24 使用済自動車処理のフロー

(11) グリーン購入法

正式な名称は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律といい、2000（平成12）年に成立した法律である。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

図-25 グリーン購入法の仕組み

4. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

(1) ごみ処理状況

①ごみ排出量

沖縄県全域で排出されるごみ量は、2015（平成27）年度実績では448,532トン/年であり、1人1日当たりごみ排出量は841グラム/人・日となっている。

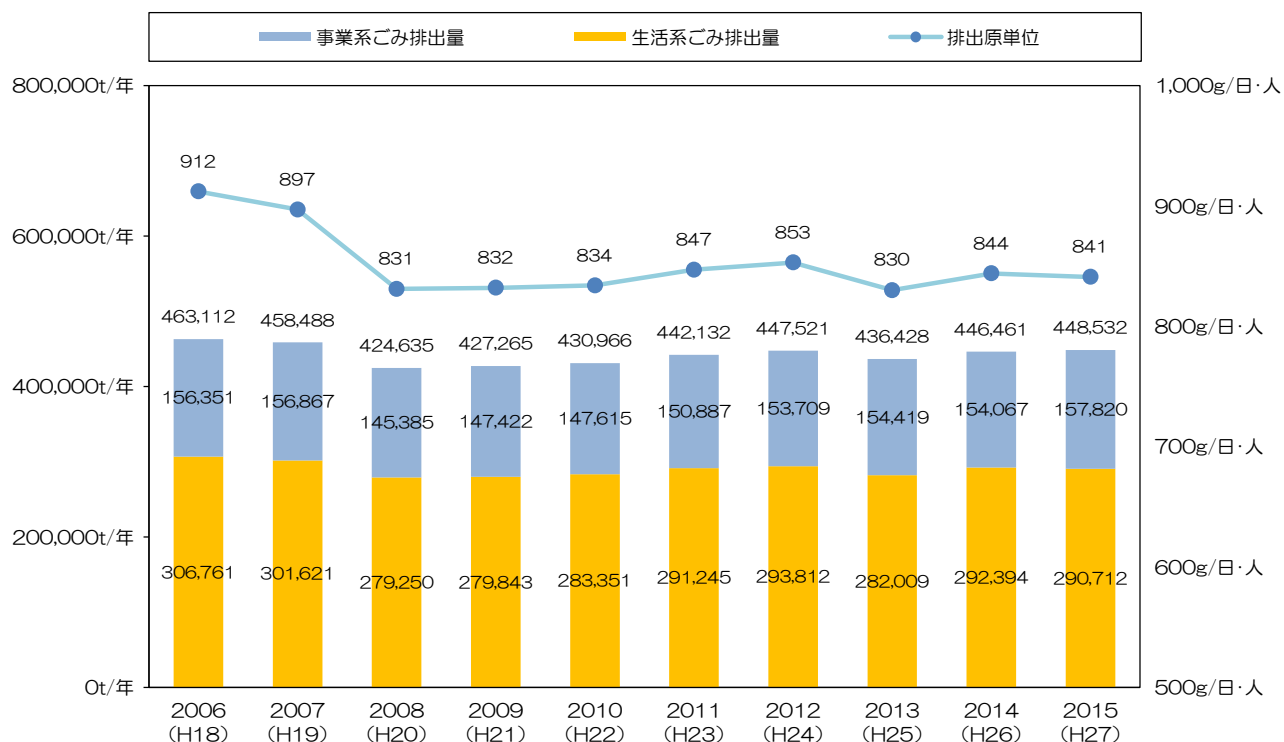


図-26 沖縄県のごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

表-18 沖縄県のごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項目 年度	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 排出量 (t/年)	事業系ごみ 排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
2006 (H18)	1,391,490	463,112	306,761	156,351	912
2007 (H19)	1,396,514	458,488	301,621	156,867	897
2008 (H20)	1,399,376	424,635	279,250	145,385	831
2009 (H21)	1,407,522	427,265	279,843	147,422	832
2010 (H22)	1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
2011 (H23)	1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
2012 (H24)	1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
2013 (H25)	1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
2014 (H26)	1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
2015 (H27)	1,456,739	448,532	290,712	157,820	841

(注) ごみ総排出量 = 生活系ごみ排出量(集団回収量を含む) + 事業系ごみ排出量
資料: 「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国で排出されるごみ量は、2015（平成 27）年度実績ではおよそ 4,398 万トン/年であり、1人1日当たりごみ排出量は 939 グラム/人・日となっている。

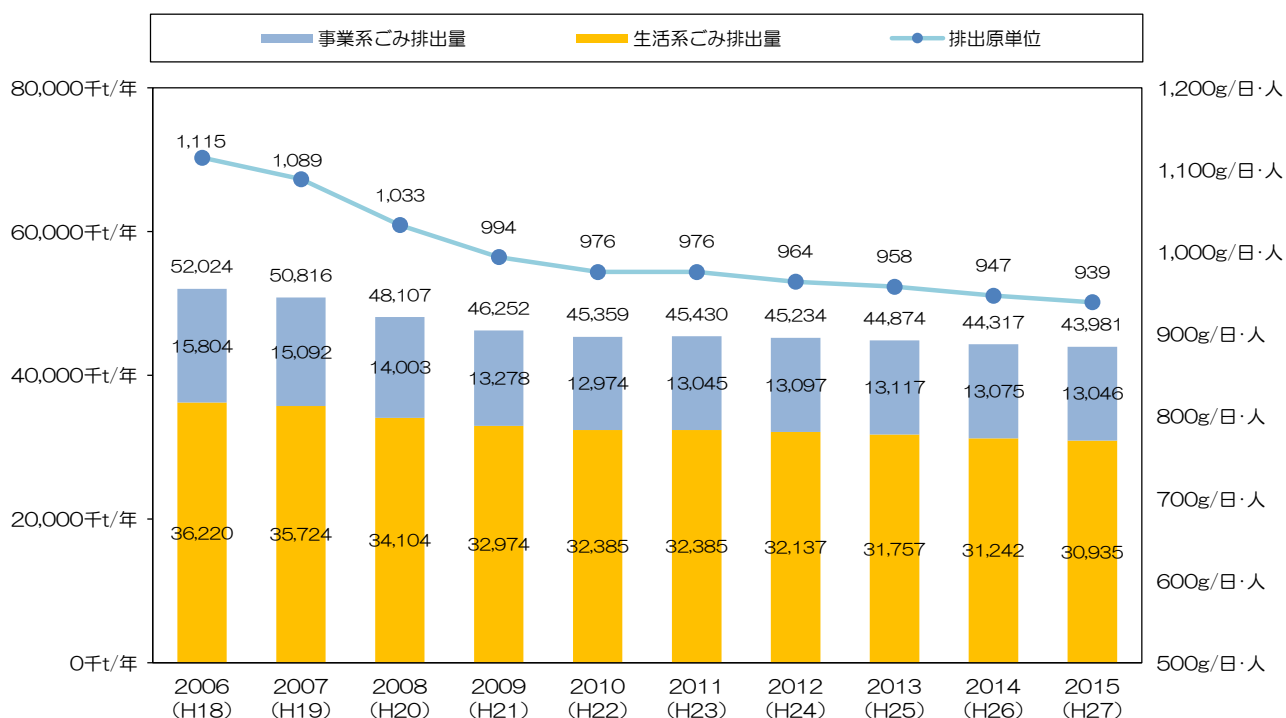


図-27 全国のごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

表-19 全国のごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (千人)	ごみ総排出量 (千t/年)	生活系ごみ排出量 (千t/年)	事業系ごみ排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
2006 (H18)		127,781	52,024	36,220	15,804	1,115
2007 (H19)		127,487	50,816	35,724	15,092	1,089
2008 (H20)		127,530	48,107	34,104	14,003	1,033
2009 (H21)		127,429	46,252	32,974	13,278	994
2010 (H22)		127,302	45,359	32,385	12,974	976
2011 (H23)		127,147	45,430	32,385	13,045	976
2012 (H24)		128,622	45,234	32,137	13,097	964
2013 (H25)		128,394	44,874	31,757	13,117	958
2014 (H26)		128,181	44,317	31,242	13,075	947
2015 (H27)		128,039	43,981	30,935	13,046	939

(注)

1. ごみ排出量については単位未満を四捨五入しているため、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の和がごみ総排出量とならないことがある。

2. ごみ総排出量 = 生活系ごみ排出量（集団回収量を含む）+ 事業系ごみ排出量

資料：「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況

①生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口は、2015（平成27）年度においては、公共下水道人口が935,767人、合併処理浄化槽人口が215,223人、単独処理浄化槽人口が228,258人、非水洗化人口は77,491人となっている。

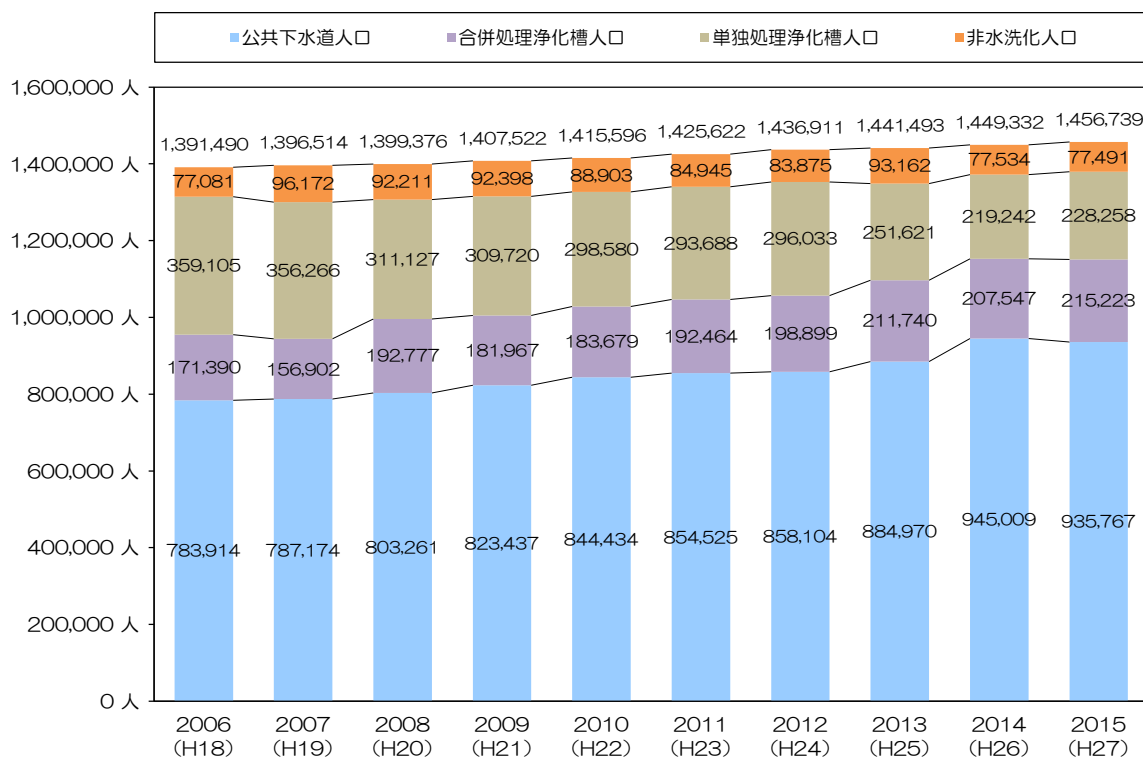


図-28 沖縄県の生活排水処理人口の推移

表-20 沖縄県の生活排水処理人口の推移 (単位：人)

年度	項目	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
2006 (H18)		1,391,490	783,914	171,390	359,105	77,081
2007 (H19)		1,396,514	787,174	156,902	356,266	96,172
2008 (H20)		1,399,376	803,261	192,777	311,127	92,211
2009 (H21)		1,407,522	823,437	181,967	309,720	92,398
2010 (H22)		1,415,596	844,434	183,679	298,580	88,903
2011 (H23)		1,425,622	854,525	192,464	293,688	84,945
2012 (H24)		1,436,911	858,104	198,899	296,033	83,875
2013 (H25)		1,441,493	884,970	211,740	251,621	93,162
2014 (H26)		1,449,332	945,009	207,547	219,242	77,534
2015 (H27)		1,456,739	935,767	215,223	228,258	77,491

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国の生活排水処理人口は、2015（平成27）年度においては、公共下水道人口が9,446万人、合併処理浄化槽人口が1,460万人、単独処理浄化槽人口が1,142万人、非水洗化人口は727万人となっている。

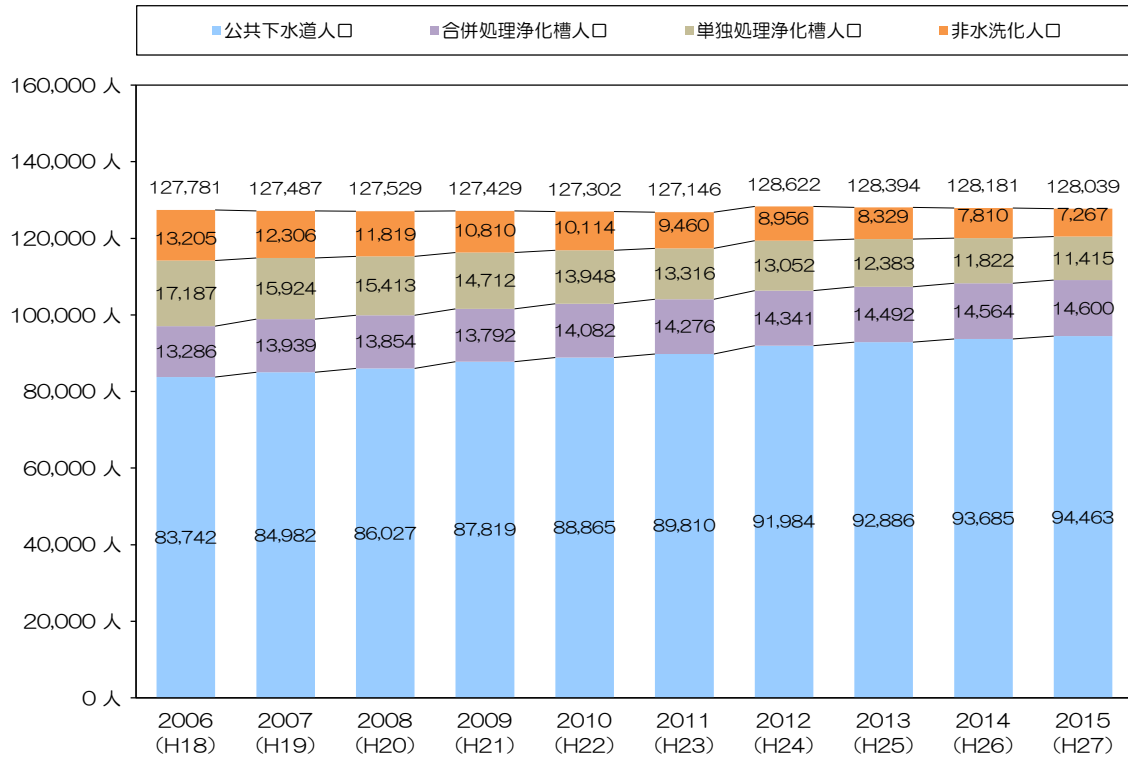


図-29 全国の生活排水処理人口の推移

表-21 全国の生活排水処理人口の推移 (単位：千人)

年度	項目	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
2006 (H18)		127,781	83,742	13,286	17,187	13,205
2007 (H19)		127,487	84,982	13,939	15,924	12,306
2008 (H20)		127,529	86,027	13,854	15,413	11,819
2009 (H21)		127,429	87,819	13,792	14,712	10,810
2010 (H22)		127,302	88,865	14,082	13,948	10,114
2011 (H23)		127,146	89,810	14,276	13,316	9,460
2012 (H24)		128,622	91,984	14,341	13,052	8,956
2013 (H25)		128,394	92,886	14,492	12,383	8,329
2014 (H26)		128,181	93,685	14,564	11,822	7,810
2015 (H27)		128,039	94,463	14,600	11,415	7,267

※単位未滿を四捨五入しているため合計値と合わないことがある。

資料：「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

②し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿は減少する傾向にあり、浄化槽汚泥は増加する傾向にある。

2015（平成27）年度における処理量は、し尿が20,576キロリットル、浄化槽汚泥が123,294キロリットル、自家処理量が6,091キロリットルとなっている。

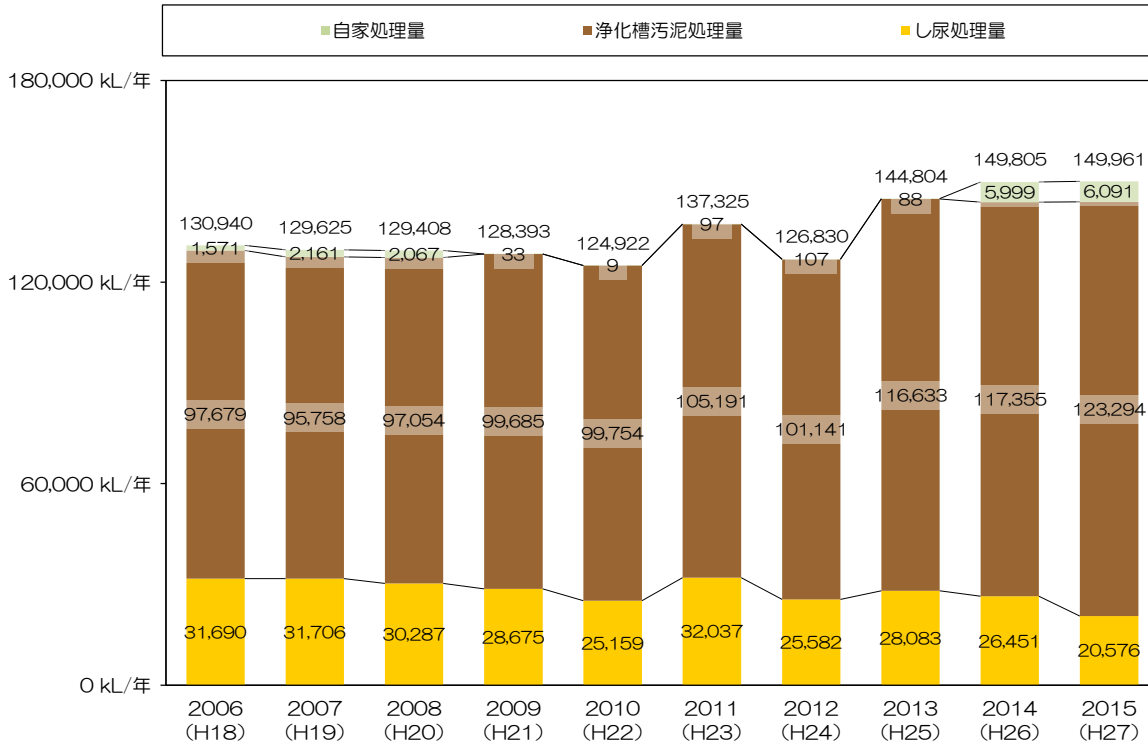


図-30 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

表-22 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：kL/年)

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
2006 (H18)	31,690	97,679	1,571	130,940
2007 (H19)	31,706	95,758	2,161	129,625
2008 (H20)	30,287	97,054	2,067	129,408
2009 (H21)	28,675	99,685	33	128,393
2010 (H22)	25,159	99,754	9	124,922
2011 (H23)	32,037	105,191	97	137,325
2012 (H24)	25,582	101,141	107	126,830
2013 (H25)	28,083	116,633	88	144,804
2014 (H26)	26,451	117,355	5,999	149,805
2015 (H27)	20,576	123,294	6,091	149,961

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿及び浄化槽汚泥ともに年々減少する傾向にある。

2015（平成27）年度における処理量は、し尿が663万キロリットル、浄化槽汚泥が1,454万キロリットル、自家処理量が6万9千キロリットルとなっている。

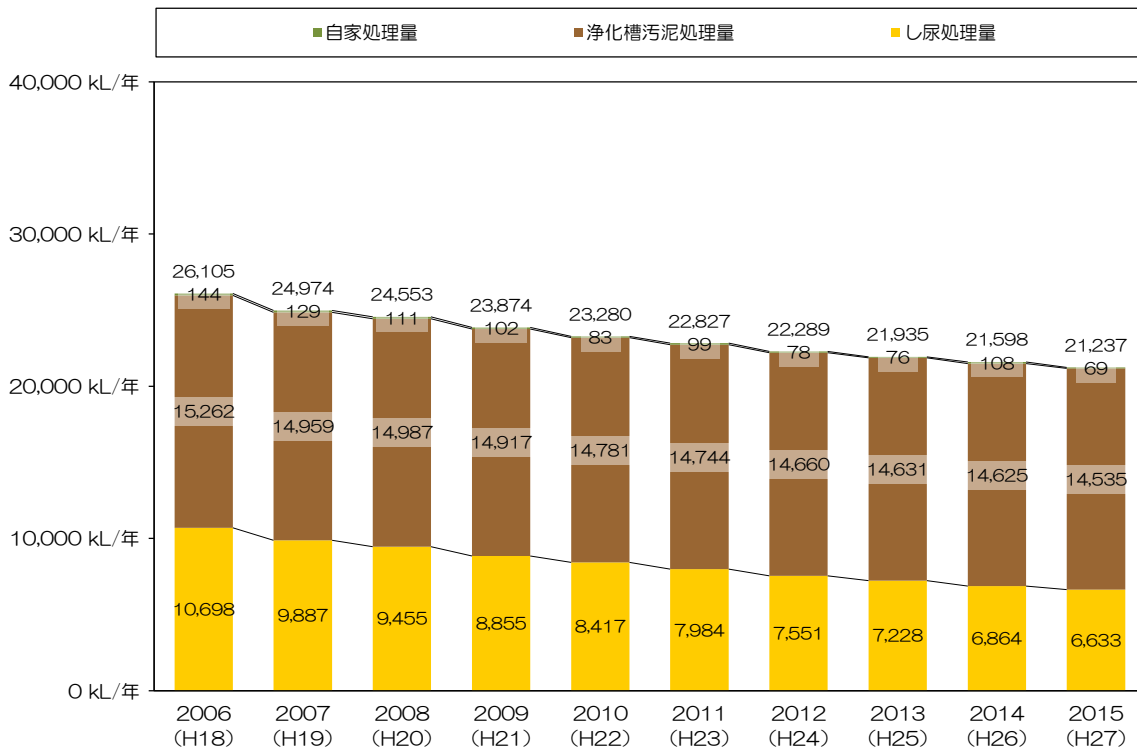


図-31 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

表-23 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移（単位：千L/年）

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
2006 (H18)	10,698	15,262	144	26,105
2007 (H19)	9,887	14,959	129	24,974
2008 (H20)	9,455	14,987	111	24,553
2009 (H21)	8,855	14,917	102	23,874
2010 (H22)	8,417	14,781	83	23,280
2011 (H23)	7,984	14,744	99	22,827
2012 (H24)	7,551	14,660	78	22,289
2013 (H25)	7,228	14,631	76	21,935
2014 (H26)	6,864	14,625	108	21,598
2015 (H27)	6,633	14,535	69	21,237

※単位未満を四捨五入しているため合計値と合わないことがある。

資料：「日本の廃棄物処理 平成27年度版」環境省

(3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

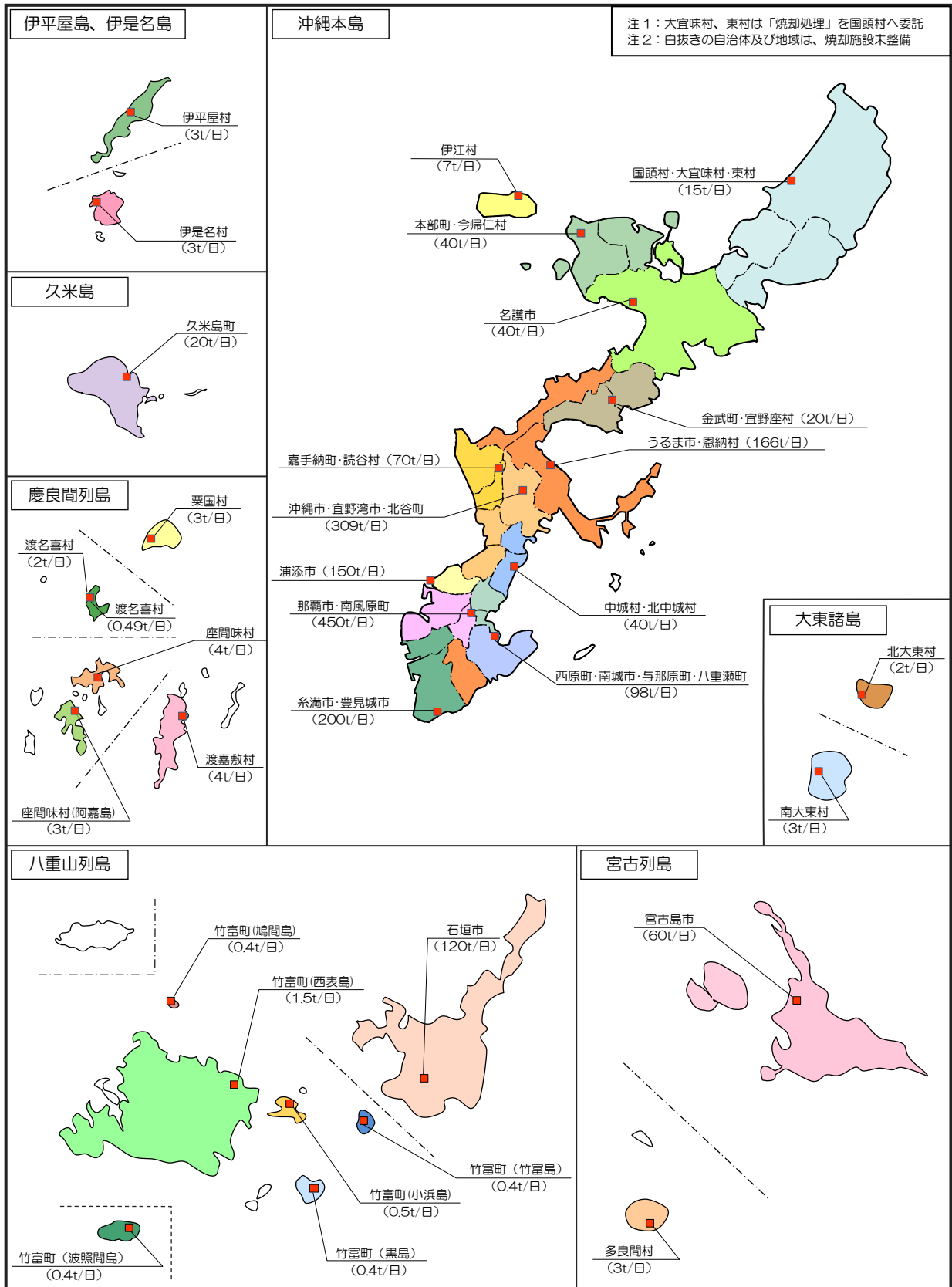
①ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっている。

表-24 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (2016(平成28)年3月末現在)

実施主体 施設名称	構成市町村		規模(t/日)	処理方式 炉の形態	着工年月 竣工年月	備考
	所在地					
本 島	1	名護市 名護市環境センター	名護市 名護市字宇茂佐 1710-3	40 20 t / 8h × 2 基	機械化バッチ S51.12 S52.12	
	2	国頭村 国頭村環境センター	国頭村・大宜味村・東村 国頭村字辺土名山地名原 479-1 外 13	15 7.5 t / 8h × 2 基	機械化バッチ S57.9 S58.3	
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村 本部町字北里 182	40 20 t / 8h × 2 炉	機械化バッチ H7.9 H10.3	
	4	中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村 うるま市具志川字榮野比 1211-6	166 83 t / 24h × 2 基	ガス化溶融 H14.2 H16.9	
	5	金武地区消防清掃組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村 宜野座村字漢那 2536-23	20 10 t / 8h × 2 基	機械化バッチ S59.2 S60.12	
	6	比謝川行政事務組合 ごみ処理施設	嘉手納町・読谷村 嘉手納町字久得 242-1	70 35 t / 16h × 2 炉	准連続 H7.2 H10.3	
	7	倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町 沖縄市字池原 3394 番地	309 103 t / 24h × 3 炉	ガス化溶融 H19.3 H22.3	
	8	中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村 中城村字伊舎堂池武当原 787 外	40 20 t / 24h × 2 基	全連続+灰溶融 H12.12 H15.5	防衛施設庁予算 (当初)灰溶融設 備のみ稼働休止
	9	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町 南風原町字新川 650	450 150 t / 24h × 3 基	全連続+灰溶融 H14.8 H18.3	
	10	浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市 浦添市伊奈武瀬 1-8-1	150 75 t / 24h × 2 基	全連続+灰溶融 S55.10 S57.12	
	11	東部清掃施設組合 清掃工場	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町 与那原町字板良敷 1612	98 49 t / 24h × 2 炉	准連続 S58.4 S60.3	
	12	糸満市豊見城市清掃施設組合 糸満環境美化センター	糸満市・豊見城市 糸満市字東里 74-1	200 100 t / 24h × 2 炉	全連続+灰溶融 H7.12 H10.3	
離 島	13	伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村 伊江村字東江上カダ原 2788 外	7 7 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H14.10 H16.2	防衛施設庁予算
	14	久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町 久米島町字阿嘉 297-133	20 10 t / 8h × 2 基	機械化バッチ H2.1 H10.9	
	15	渡嘉敷村 渡嘉敷クリーンセンター	渡嘉敷村 渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 4 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H11.7	
	16	座間味村 阿嘉島クリーンセンター	座間味村 (阿嘉島) 座間味村阿嘉島地内	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H9.4 H10.3	
	17	座間味村 座間味村クリーンセンター	座間味村 座間味村字座間味牧治地内	4 4 t / 8h × 1 炉	ガス化溶融 H14.11 H15.8	
	18	粟国村 粟国村ごみ処理施設	粟国村 粟国村草戸原 2334	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H15.6 H16.3	
	19	渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村 渡名喜村高田地内	2 2 t / 8h × 1 炉	ガス化溶融 H14.3 H15.3	
	20	渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村 渡名喜村高田地内	0.49 0.49 t / 8h × 1 炉	固定バッチ H25.11 H25.11	
	21	南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村 南大東村字池之沢 1-1	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H10.12 H12.5	
	22	北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村 北大東村字南 211-1	2 2 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H12.12 H14.3	
	23	宮古島市 ごみ処理施設平良工場	宮古島市 宮古島市平良字西仲宗根 565-1	60 30 t / 16h × 2 基	准連続 S51.9 S52.7	
	24	多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村 多良間村字仲筋 1624-2	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H11.9 H12.5	
	25	石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市 石垣市字平得大俣 1273-439	120 60 t / 24h × 2 炉	連続 H7.3 H9.10	
	26	伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村 伊平屋村字田名 3225	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ+灰溶融 H16.1 H17.5	
	27	竹富町 波照間島ごみ焼却施設	竹富町 (波照間島) 竹富町字波照間 4969-1	0.4 0.4 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H17.11 H18.5	
	28	竹富町 黒島ごみ焼却施設	竹富町 (黒島) 竹富町字黒島 2601	0.4 0.4 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H17.11 H18.5	
	29	竹富町 竹富島ごみ焼却施設	竹富町 (竹富島) 竹富町字竹富 878	0.4 0.4 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H18.9 H19.3	
	30	竹富町 小浜島ごみ焼却施設	竹富町 (小浜島) 竹富町字小浜 3400-1	0.5 0.5 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H18.9 H19.3	
	31	竹富町 鳩間島ごみ焼却施設	竹富町 (鳩間島) 竹富町字鳩間地内	0.4 0.4 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H20.11 H21.5	
	32	竹富町 西表島ごみ焼却施設	竹富町 (西表島) 竹富町字高那地内	1.5 1.5 t / 8h × 1 炉	ガス化燃焼 H21.12 H23.1	
	33	伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村 伊是名村字勢理客 3630	3 3 t / 8h × 1 炉	機械化バッチ H22.7 H24.1	

資料：「廃棄物対策の概要」(平成29年1月) 沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要」（平成 29 年 1 月）沖縄県環境整備課

図-32 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

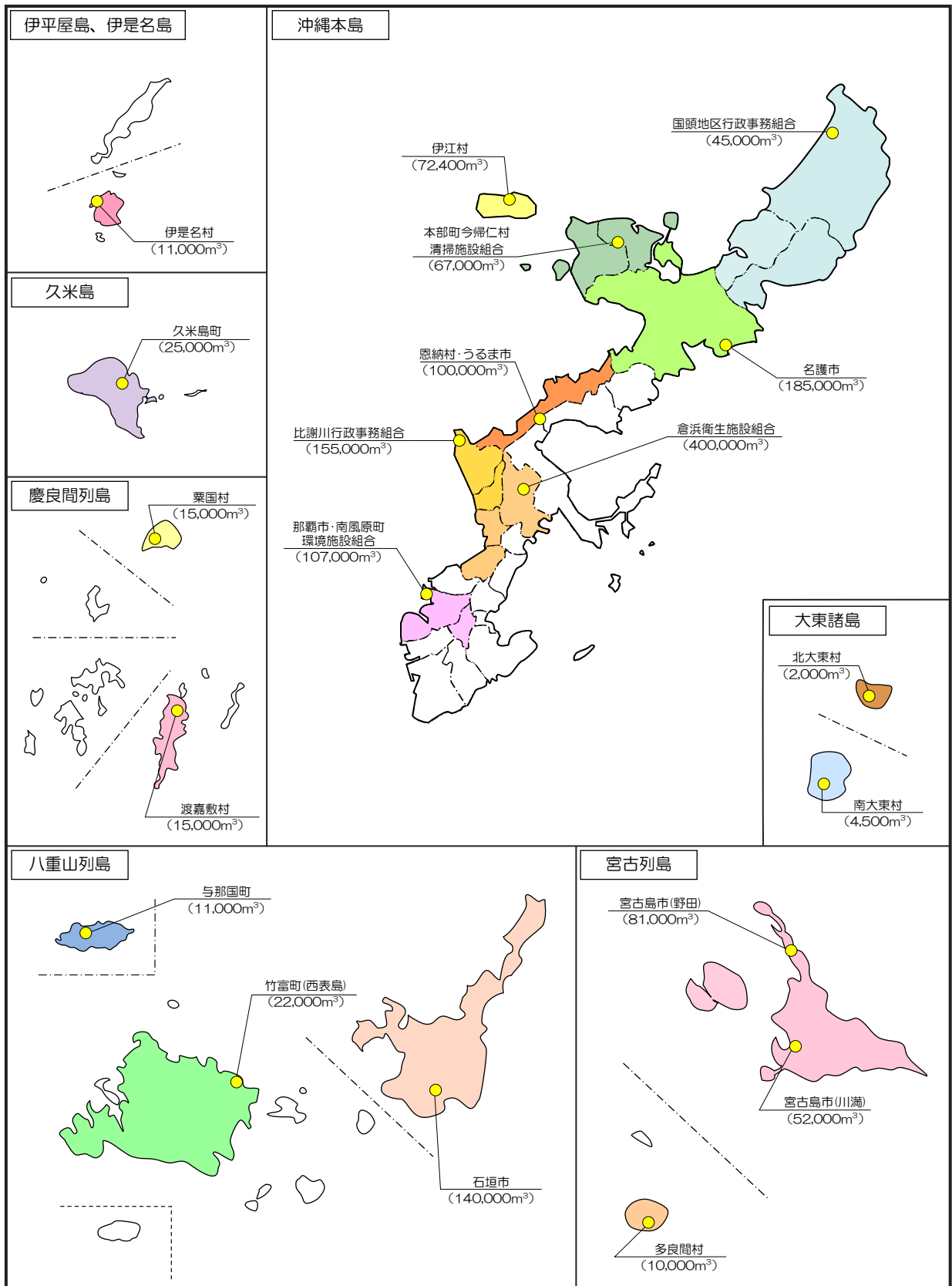
②一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっている。

表-25 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (2016(平成28)年3月末現在)

	実施主体 施設名称	埋立場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	H3	25,382	72,400
4	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600	81,000
5	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 破碎ごみ・ 処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破碎ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物埋立処分場	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残 渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 与那国町一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村最終処分場	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村クリーンセンター	平地	焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500

資料：「廃棄物対策の概要」(平成29年1月)沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要」（平成 29 年 1 月）沖縄県環境整備課

図-33 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

③し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっている。

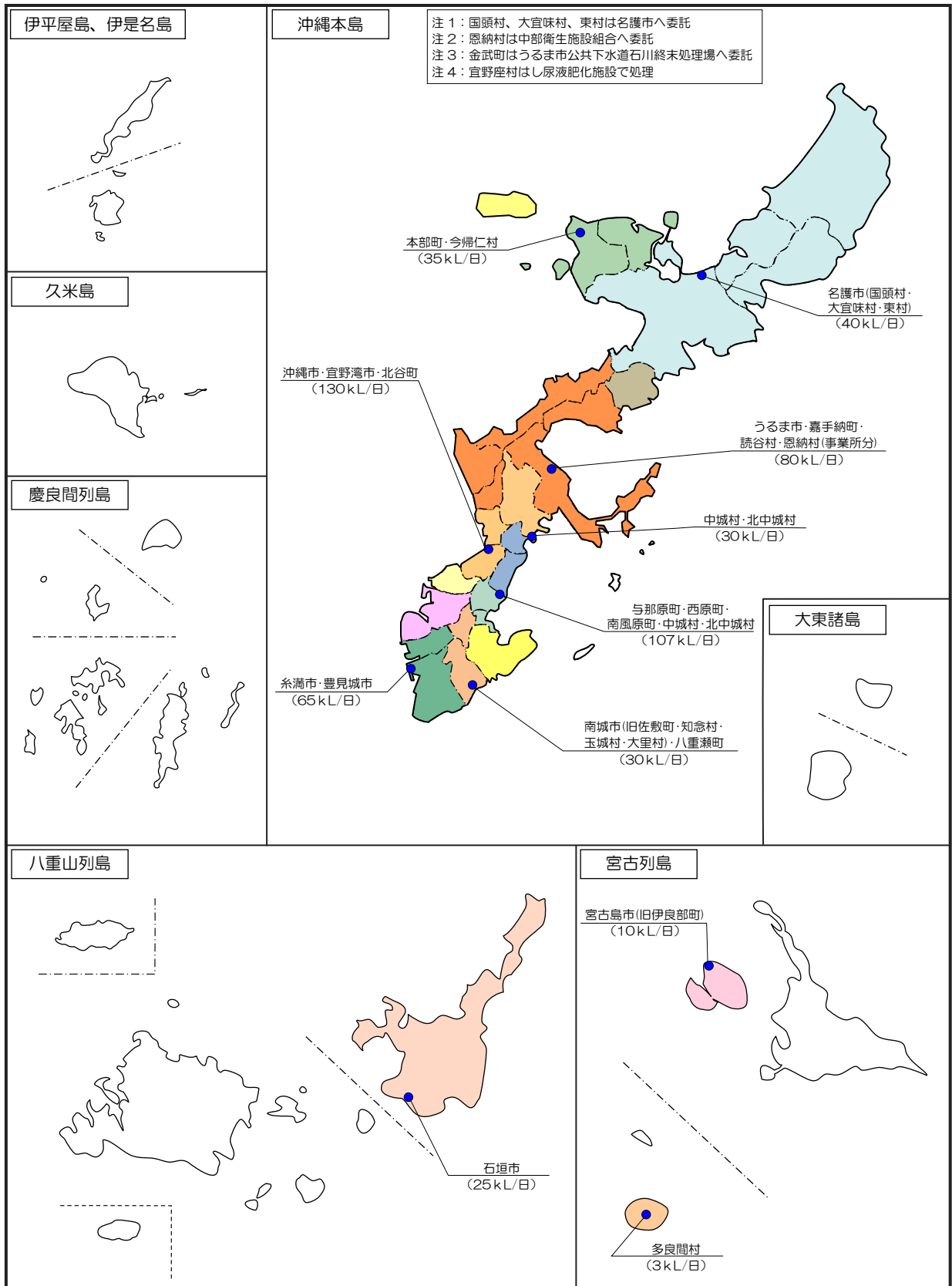
表-26 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (2016 (平成 28) 年 3 月末現在)

実施主体		構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市・国頭村 (委託)・東村 (委託)・大宜味村 (委託)	40	二段活	S47.8	S48.3
3	東部清掃施設組合 (H27.3 廃止)	与那原町・西原町・南城市 (旧佐敷町) ※H26.12 から汚泥再生処理センターで処理	30	嫌消	S48.8	S49.1
4	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	嫌消	S49.9	S50.6
5	倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	130	嫌消	S51.3	S52.2
6	中城村北中城村 清掃事務組合 (H27.6 廃止)	中城村・北中城村 ※H26.12 から東部清掃施設組合で処理	30	嫌消	S52.2	S53.2
7	中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・読谷村・恩納村 (事業所分)	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市・豊見城市	65	二段活 (低希釈)	S55.12	S57.3
9	宮古島市 (旧伊良部町)	宮古島市 (旧伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11	島尻消防、清掃組合	南城市 (旧佐敷町・知念村・玉城村・大里村) 八重瀬町	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9
12	東部清掃施設組合 (H27.1 供用開始)	与那原町・西原町・南風原町・中城村・北中城村	107	固液分離、 希釈方式	H24.12	H26.12

(注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌消：嫌気性消化処理 二段活：二段活性汚泥処理 好気性：好気性消化処理

資料：「廃棄物対策の概要」(平成 29 年 1 月) 沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要」（平成 29 年 1 月）沖縄県環境整備課

図-34 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

5. 宮古島市の水環境、水質保全の状況

(1) 水象

宮古島は島全体が透水性の高い琉球石灰岩からなり、降水は直ちに土壌面から浸透して地下水となる。宮古島の地下には島尻層群からなる不透水基盤と断層によりいくつかの地下水盆（谷）が存在し、地下水はそれに沿って流れている。

宮古島ではこの地形を利用し、帯水層である琉球石灰岩の中に止水壁を作り、これにより地下水を貯える地下ダムが建設されている。

表-27 に宮古島市における地下ダム水源等の概要を示す。

表-27 地下ダム水源等の概要

水源地名	総貯水量（千m ³ ）	有効貯水量（千m ³ ）
福里地下ダム	10,500	7,600
砂川地下ダム	9,500	6,800
皆福地下ダム	700	400

資料：「宮古地区畑地かんがい事業の概要」宮古島市

(2) 水質

①地下水

宮古島市では水源地の地下水水質を定期的に検査しており、2016（平成28）年度における水質試験結果は以下に示すとおりである。

表-28 水源地上における2016（平成28）年度水質測定結果（1）

項目	水質基準値	単位	水源地名					
			白川田水源	袖山水源	西底原水源	高野水源	加治道水源	大野水源
一般細菌	100 個/mL 以下	個/mL	122	30	69	0	1	63
大腸菌	検出されないこと		検出回数 7 回/24 回	検出回数 1 回/24 回	検出回数 2 回/24 回	検出回数 0 回/24 回	検出回数 0 回/24 回	検出回数 8 回/24 回
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	mg/L	4.18	4.80	5.42	4.15	4.33	4.57
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.025	0.017	0.016	0.024	0.015	0.038
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.012	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.006	0.005
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001	0.001 未満	0.002
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	mg/L	35.5	23.8	21.0	29.0	23.4	37.6
マンガンその化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	200 mg/L 以下	mg/L	56.7	37.6	32.8	49.9	36.2	61.4
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	mg/L	287	234	250	267	247	262
蒸発残留物	500 mg/L 以下	mg/L	419	340	346	398	342	403
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	0.00002 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
フェノール類	0.005 mg/L 以下	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	mg/L	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2
pH 値	5.8 以上 8.6 以下		7.0	7.3	7.2	7.3	7.2	7.2
味	異常でないこと		—	—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5 度以下	度	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	1.9
濁度	2 度以下	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	3.11

資料：「平成28年度 水道事業統計年報」（平成28年4月1日～平成29年3月31日）宮古島市上下水道部

表-29 水源地における2016（平成28）年度水質測定結果（2）

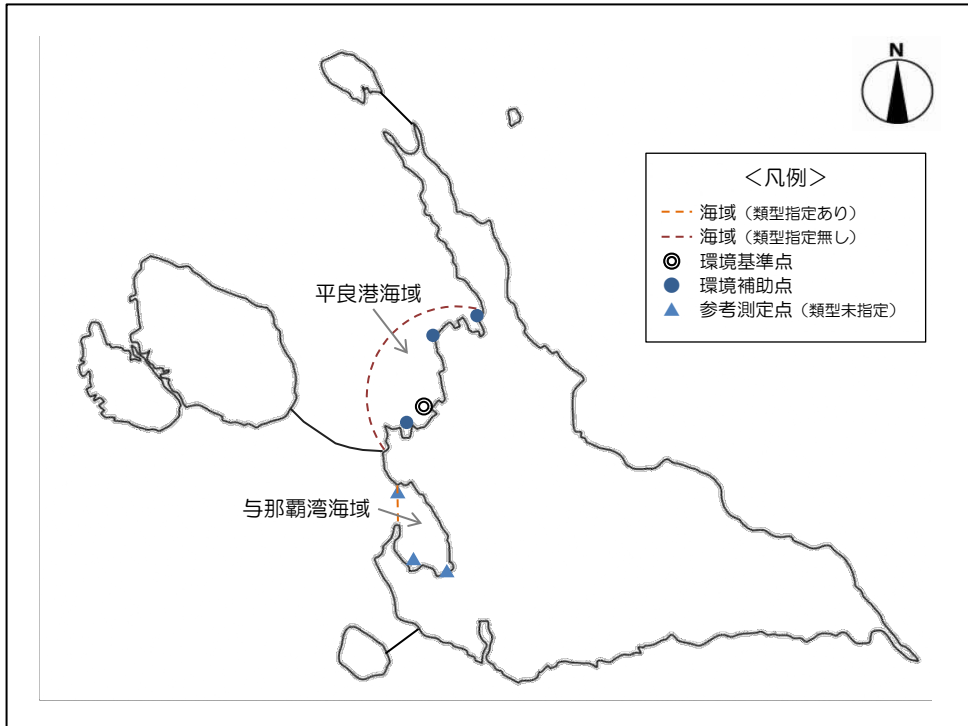
項目	水質基準値	単位	水源地名				
			山川水源地	底原水源地	ニヤーツ水源地	加治道西水源地	添道水源地
一般細菌	100 個/mL 以下	個/mL	73	5	0	2	0
大腸菌	検出されないこと		検出回数 16 回/24 回	検出回数 0 回/24 回	検出回数 0 回/24 回	検出回数 2 回/24 回	検出回数 0 回/24 回
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	mg/L	5.35	5.68	5.35	4.94	6.81
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.021	0.016	0.016	0.018	0.017
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.011	0.005 未満	0.016	0.005 未満	0.027
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.012	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.011
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.001	0.002
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	mg/L	32.3	21.4	23.9	23.7	26.8
マンガンその化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	200 mg/L 以下	mg/L	57.5	33.4	36.0	42.5	39.4
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	mg/L	285	254	255	272	282
蒸発残留物	500 mg/L 以下	mg/L	420	348	355	374	408
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	0.00002 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
フェノール類	0.005 mg/L 以下	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	mg/L	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3
pH 値	5.8 以上 8.6 以下		7.1	7.2	7.3	7.2	7.2
味	異常でないこと		—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5 度以下	度	0.5	0.4	0.3	0.4	1.3
濁度	2 度以下	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.13

資料：「平成28年度 水道事業統計年報」（平成28年4月1日～平成29年3月31日）宮古島市上下水道部

②海域

沖縄県により水質汚濁防止法第16条の規定に基づき毎年水質測定調査を実施しており、平良港及び与那覇湾に測定地点等が設定されている。各地点では生活環境項目、健康項目及び低質項目について水質調査が実施されている。

なお、地点が設定されている平良港海域は生活環境項目に係る類型指定により、A類型に指定されている。



資料：「平成27年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

図-35 水質測定地点図

2015（平成27）年度における環境基準点等の水質等測定結果を表-30～表-32に示す。

表-30 2015（平成27）年度の水質測定結果（健康項目）

分類	項目名	環境基準値	単位	平良港	与那覇湾
				第3埠頭北端 から北へ300m	沖縄製糖旧栈橋北端
健康項目	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1
	鉛	0.01	mg/L	<0.002	<0.002
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.02	<0.02
	砒素	0.01	mg/L	0.002	0.002
	総水銀	0.0005	mg/L	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0005	<0.0005
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	<0.0005	<0.0005
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0005	<0.0005
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L	<0.0005	<0.0005
	チウラム	0.006	mg/L	<0.001	<0.001
	シマジン	0.003	mg/L	<0.001	<0.001
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.002	<0.002
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0005	<0.0005
	セレン	0.01	mg/L	<0.002	<0.002
硝酸性窒素	—	mg/L	<0.05	<0.05	
亜硝酸性窒素	—	mg/L	<0.05	<0.05	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	<0.1	<0.1	
1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005	<0.005	
その他	全亜鉛	—	mg/L	—	—

資料：「平成27年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

表-31 2015（平成27）年度の水質測定結果（生活環境項目）

水域名 地点名	類型	達成期間	調査区分	採取水深	pH		DO (mg/L)		COD (mg/L)						大腸菌群数 (MPN/100ml)			n-ヘキサン抽出物質油分等 (mg/L)				
					最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	日間平均値					最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	平均
										最小 ～ 最大	x/y	平均	中央値	75% 値								
平良港 大浦地先	A	□	年間	0.1	8.0 ～ 8.7	2/4	6.6 ～ 10	1/4	8.0	0.6 ～ 2.4	1/4	0.6 ～ 2.4	1/4	1.4	1.4	1.5	2.0E+00 ～ 1.3E+02	0/4	3.8E+01	<0.5 ～ <0.5	0/4	<0.5
平良港 下崎地先	A	□	年間	0.1	8.1 ～ 8.7	2/4	6.6 ～ 9.8	2/4	8.0	<0.5 ～ 2.0	0/4	<0.5 ～ 2.0	2/4	1.3	1.3	1.4	4.0E+00 ～ 3.2E+02	0/4	9.2E+01	<0.5 ～ <0.5	0/4	<0.5
平良港 第3埠頭北端から北へ300m	A	□	年間	0.1	8.0 ～ 8.7	2/6	5.4 ～ 7.4	6/6	6.6	<0.5 ～ 2.0	0/6	<0.5 ～ 2.0	6/6	1.2	1.4	1.5	7.8E+00 ～ >2.4E+04	1/6	>4.0E+03	<0.5 ～ <0.5	0/6	<0.5
平良港 バイナガマ海水浴場前海域	A	□	年間	0.1	8.1 ～ 8.6	1/4	5.3 ～ 7.3	4/4	6.4	0.6 ～ 2.0	0/4	0.6 ～ 2.0	4/4	1.4	1.6	1.6	7.8E+00 ～ 2.4E+02	0/4	1.0E+02	<0.5 ～ <0.5	0/4	<0.5
与那覇湾 松原地先			年間	0.1	8.0 ～ 8.8	-/6	5.7 ～ 9.4	-/6	7.9	<0.5 ～ 2.8	-/6	<0.5 ～ 2.8	-/6	1.7	1.7	2.5	6.1E+00 ～ 3.5E+03	-/6	9.4E+02	<0.5 ～ <0.5	0/6	<0.5
与那覇湾 沖縄製糖旧栈橋北端			年間	0.1	8.1 ～ 8.7	-/6	5.3 ～ 8.3	-/6	6.8	1.2 ～ 3.8	-/6	1.2 ～ 3.8	-/6	2.2	1.9	2.7	4.9E+01 ～ >2.4E+04	-/6	>9.4E+03	<0.5 ～ <0.5	0/6	<0.5
与那覇湾 与那覇地先			年間	0.1	8.0 ～ 8.5	-/6	5.9 ～ 8.7	-/6	7.5	0.9 ～ 3.0	-/6	0.9 ～ 3.0	-/6	1.9	1.9	2.4	6.8E+00 ～ 5.4E+03	-/6	1.0E+03	<0.5 ～ <0.5	0/6	<0.5

資料：「平成27年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

注） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数 x：環境基準値に適合しない日数

y：総測定日数 の中央値および75%値

平均：日間平均値の年平均値 中央値、75%値：日間平均値の年間

表-32 2015（平成 27）年度の底質測定結果（海域）

測定地点		与那覇湾
		沖縄製糖旧栈橋北端
測定項目	乾燥減量（％）	30.4
	強熱減量（％）	7.5
	COD（mg/kg）	4.2
	カドミウム（mg/kg）	0.22
	鉛（mg/kg）	9.2
	シアン（mg/kg）	<1
	六価クロム（mg/kg）	—
	砒素（mg/kg）	17.7
	総水銀（mg/kg）	0.04
	アルキル水銀（mg/kg）	<0.01
	PCB（mg/kg）	<0.01

資料：「平成 27 年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

注）シアンと六価クロムは 1 年毎に交互に測定。2015（平成 27）年度はシアンを測定。

6. 用語集

あ行

■あわせ産廃（併せ産廃、合わせ産廃）

廃棄物処理法第 11 条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”との規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出するおそれ無く、浸出水（処分場から浸出する汚水）処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目である。

① 廃プラスチック類、② ゴムくず、③ 金属くず、④ がれき類、⑤ ガラスくず及び陶磁器くず

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

■エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。OECD では 2000（平成 12）年に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 12 年法律第 100 号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味である。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいう。

■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済み小型家電機器等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済み小型電子機器等の再資源化事業を行うとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

■こどもエコクラブ

環境省が応援するこどもが誰でも参加できる環境活動クラブである。2018（平成 30）年 3 月現在では、全国で約 1,800 クラブ、約 10 万人のこどもたちが、登録・活動している。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997（平成 9）年に改定した。新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100 トン/日以上全連続炉（24 時間運転の焼却炉）への集約（広域化）を総合的・計画的に進めること等を示している。厚生省は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知衛環第 173 号）している。

さ行

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」「リサイクル」ともいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。（在宅医療廃棄物の取扱いガイド／日本医師会参考）

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」「リサイクル（率）」ともいう。「再生利用（率）」の項参照。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■終末処理場

下水処理場ともいう。公共下水道により集水された下水を最終的に処理して公共用水域に放流するための施設である。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が 100 トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年法律第 105 号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。2001（平成 13）年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことである。地域によっては、地域通貨を代用しているところもある。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設である。

は行

■バイオエタノール

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中のCO₂を増加させない特性を持っており、ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO₂の排出を減少させる効果を有する。

■バイオディーゼル

油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の CO₂ を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。

■バイオ燃料

生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのこと。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている。

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

■バイオマス活用推進基本計画

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。

■バイオマス活用推進基本法

平成 21 年法律第 52 号。バイオマスの活用の推進に関する基本理念、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法または廃掃法）

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

■灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

1989（平成元）年に採択、1992（平成 4）年に発効し、日本は 1993（平成 5）年に加入。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定している。

■バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成 4 年法律第 108 号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

1929（昭和 4）年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、1974（昭和 49）年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、2001（平成 13）年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15 年後の 2016（平成 28）年までに処理を終えることとされていたが、2012（平成 24）年の法改正により 2027 年まで処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、2014（平成 26）年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成 13 年法律第 65 号。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

ら行

■連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を準連続式焼却炉、1 日 8 時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

英数字

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理の国際規格である。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取組を持続的に実施するために要求される規格である。

■2R

リデュース (Reduce) : 発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用の 2 つの頭文字をとったものである。もともとは上記にリサイクル (Recycle) を加えた「3R」(「3R 参照」) が提唱されていたが、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称している。

■3R

リデュース (Reduce) : 発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 3 つの頭文字をとったものである。これらにリフューズ及びリペアを加えた 5R ということもある。(「5R 参照」)

■5R

リフューズ (Refuse) : 断る、リデュース (Reduce) : 減らす (発生抑制)、リユース (Reuse) : 再使用、リペア (Repair) : 修理する、リサイクル (Recycle) : 再生利用の 5 つの頭文字をとったものである。

① リフューズ (Refuse)

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

② リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

③ リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

④ リペア (Repair)

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。


⑤ リサイクル (Recycle)

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができるが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかる。

宮古島市一般廃棄物処理基本計画（後期計画）

2018年3月（平成30年3月）

策定者  宮古島市生活環境部環境衛生課
〒906-0006 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 565 番地 6
TEL (0980) 75-5339 代表

作成委託  株式会社
沖縄チャンドラー
〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号
TEL (098) 862-5871 代表
